

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 衛藤 明和

1 日 時

平成28年3月18日（金） 午前11時00分から
午後 4時25分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤明和、土居昌弘、大友栄二、麻生栄作、二ノ宮健治、原田孝司、久原和弘

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、桑原宏史

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 松坂規生 ほか関係者

7 出席した参考人の職・氏名

大分大学 副学長 望月 聡
大分大学教育福祉科学部 学部長 柳井智彦
大分大学教育福祉科学部 副学部長 伊藤安浩

8 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

9 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分及び第43号議案から第47号議案については、可決すべきものと、第1号報告については、承認すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

継続請願10及び継続請願11については、継続審査とすることをいずれも全会一致をもって決定した。

(2) 第19号議案、第20号議案及び第22号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に、第35号議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。

(3) 大分大学教職大学院設置に伴う教育委員会との連携について、参考人から意見聴取を行った。

あわせて執行部から説明を受けた。

(4) 陳情2-2について、質疑を行った。

(5) 大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について、県立学校における政治的教養の教育に関する指針について及び大分県スポーツ推進計画の改訂についてなど、執行部から報告を受けた。

10 その他必要な事項

なし

11 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子

政策調査課調査広報班 副主幹 三重野大

文教警察委員会次第

日時：平成28年3月18日（金）11：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係 11：00～12：00

(1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 46号議案 権利の放棄について

第 47号議案 大分県地方警察職員定数条例の一部改正について

(2) その他

3 参考人からの意見聴取 13：00～13：40

大分大学教職大学院設置に伴う教育委員会との連携について

参考人 大分大学 副学長 望月 聡 氏

大分大学教育福祉科学部 学部長 柳井 智彦 氏

大分大学教育福祉科学部 副学部長 伊藤 安浩 氏

4 教育委員会関係 13：40～16：40

(1) 合い議案件の審査

第 19号議案 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について

第 20号議案 大分県職員定数条例の一部改正について

第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 35号議案 大分県いじめ問題調査委員会条例の制定について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 43号議案 大分県長期教育計画の策定について

第 44号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

第 45号議案 平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について

第 1号報告 訴えの提起について

継続請願 10 国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について

継続請願 11 大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて

(3) 付託外案件の審査

陳 情 2 - 2 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求めることについて

(4) 諸般の報告

- ①大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について
- ②県立学校における政治的教養の教育に関する指針について
- ③大分県スポーツ推進計画の改訂について
- ④埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等について

(5) その他

5 協議事項

16 : 40 ~ 16 : 50

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますのでご了承願います。

本日は都合により、麻生委員は午後から出席します。

また、委員外議員として、木田議員が出席されています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案6件、合い議4件、報告1件及び前回継続審査となりました請願2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

初めに、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

加門警務部長 第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係についてご説明いたします。

お手元の平成28年2月大分県議会定例会議案の13ページをお開きください。

第9款警察費の総額は263億7,031万9千円でございます。

先般の予算特別委員会で、おおいた地方創生推進枠事業や新規事業等につきましては本部長からご説明いたしましたので、本日はそれ以外の事業についてご説明いたします。

それでは、別冊の平成28年度予算に関する説明書417ページをお開きください。

目ごとにご説明いたします。

まず、第1項警察管理費の第1目公安委員会費818万5千円は、中ほどの事業名欄、上段の委員報酬678万円とその下の公安委員会運営費140万5千円でございます。

第2目警察本部費は223億8,316万5千円でございます。

418ページをお開きください。

中ほどの事業名欄、上から2番目の警察運営費14億7,223万9千円のうち補助事業は、右側の説明欄に列挙されているとおりでございます。

交通安全活動推進事業費補助184万円は公益財団法人大分県交通安全協会に対し、防犯活動推進事業費補助224万円は公益財団法人大分県防犯協会に対し、山岳遭難対策事業費補助44万円は大分県山岳遭難対策協議会に対し、交通事故防止対策事業費補助167万円は自動車安全運転センターに対し、それぞれの団体が実施する事業への補助金として交付するものでございます。

1番下、警察職員貸与被服調整費1億2,513万9千円は警察官の制服等の調整経費でございます。

419ページをごらんください。

説明欄、警察運営諸費10億9,039万6千円は職員の健康管理経費、庁舎の光熱水費等の経常的な経費でございます。

次に、第3目装備費3億4,716万6千円は全額、事業名、警察装備費でございます。

右側の説明欄に記載のヘリコプター資機材等整備事業費9,260万8千円は、ヘリコプターの運行時間が2,400時間に到達することによる特別点検等の経費でございます。

以下、車両等の維持修繕費、燃料費及び装備備品の購入費などがございます。

420ページをお開きください。

第4目警察施設費は17億4,557万8千円でございます。

事業名欄、上から3番目の交番・駐在所建設費9,081万1千円は、老朽化が著しい杵築日出署の豊岡駐在所、宇佐署の宇佐駐在所及び中津署の山口駐在所の建てかえを行うものでございます。

その下、警察施設改修費3,236万1千円は警察施設等のうち、経年劣化が著しい施設について改修等を行うものでございます。

421ページをごらんください。

事業名欄、上から2番目の交通安全施設維持管理費3億7,694万6千円は、信号機等の電気料、回線専用料及び保守管理委託料等の交通安全施設の維持管理経費でございます。

その下、警察庁舎等維持修繕費3,621万7千円は警察署、交番、駐在所等の維持修繕に要する経費でございます。

第5目運転免許費7億1,591万1千円は全額、事業名、自動車運転免許事務費でございます。

説明欄、上から3番目の自動車運転免許関係機器更新整備費787万3千円は、二輪シミュレーターを購入する経費でございます。

以下、更新時講習業務及び処分者講習業務の委託料と運転免許センターの維持管理に要する諸費でございます。

422ページをお開きください。

第6目恩給及退職年金費6,195万8千円は全額、事業名、警察恩給費で、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族、合計64人に対して支給するものでございます。

423ページをごらんください。

第2項警察活動費11億835万6千円は全額、第1目警察活動費でございます。

事業名欄、上から2番目の一般警察活動費は4億7,097万1千円でございます。

説明欄、上から5番目の地域防犯力強化育成事業費2,006万3千円は、各地区の教育事務所や学校等との緊密な連携のもと、少年非行やいじめ防止等の対策を強化するため、スクールサポーター8名を県内8ブロックの拠点警察署に継続配置するものでございます。

その下、空き交番・県民安全相談対策事業費6,291万6千円は、空き交番の解消とパトロールの強化等を図るため、交番相談員20名を、また、警察安全相談への適切な対応を図るため、大分中央警察署等に警察安全相談員8名を、それぞれ継続配置するものでございます。

その下、装備資器材等充実強化費8,726万円は、捜査用資器材等の整備に要する経費でございます。

その下、被害者支援事業費722万9千円は、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するものでございます。

424ページをお開きください。

説明欄、電話専用料等通信運搬費、旅費、留置人賄料等は、それぞれ一般警察活動に要

する経常的な経費でございます。

次に、事業名、刑事警察費は2億5,394万3千円でございます。

説明欄に記載の捜査支援システム整備事業費6,097万7千円は、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの機器リース料、回線料、電気料等の維持管理経費でございます。

その下、少年非行防止活動推進事業費738万4千円は、少年補導員への謝金やシンナー検知器の購入費等、青少年の非行防止活動に要する経費でございます。

以下、報償費、捜査、防犯、鑑識等旅費等につきましては、刑事警察活動に要する経常的な経費でございます。

次に、事業名、交通指導取締費は3億6,493万9千円でございます。

425ページをごらんください。

説明欄、110番通信指令システム管理事業費1億3,157万7千円は、110番通信指令システムのリース料でございます。

その2つ下、交通事故抑止強化対策推進費687万1千円は、交通事故防止に向けた啓発活動用の反射材の購入費や若年運転者に対する体験型講習の開催経費等でございます。

その下、自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費874万5千円は、自動車の登録に際し必要な保管場所証明の申請、自動車税の申告・納付、運輸支局での登録など一連の手続をインターネット上で行うワンストップサービスのシステム、通称OSS構築費用の負担金でございます。

その下、違法駐車対策推進事業費3,970万円は、放置駐車違反管理システム機器等の借り上げ及び放置駐車違反車両の確認と確認標章の取り付けに関する事務の委託等に要する経費でございます。

以下、報償費、旅費等につきましては、交通警察活動等に要する経常的な経費でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。ご質疑はありませんか。

原田委員 大体のことは、この前の予算特別委員会で質問したのでわかったんですが、ちょっと聞きたいんですけど、423ページの空き交番の対策です。以前県外で道に迷ったときに交番に行ったら、誰もいなくて、入り口のところに電話がついていまして、ここから署のほうに連絡できますというのがあったんですけど、県内ではそういったように、空き交番になるときに、職員の方いらっしゃらないときに連絡する仕組みなんていうのはあるんでしょうか。

汐見生活安全部長 交番、駐在所は、本署のほうに転送のシステムがありまして、本署とやりとりができます。その場合は本署のほうから捜査、対処という形を全てとっております。

原田委員 では、交番、駐在所に職員がいないときには、そういうふうに連絡できるシステムというのは全てにあるんでしょうか。（「はい」と言う者あり）そうですか、よくわかりました。

二ノ宮委員 以前、質問したんですけど、本部長もかわられたようで。今の交番の関係と

同じようなことなんだけど、駐在所のことでちょっとお聞きをします。

今、県下で駐在所の数が減って、こういうぐあいに地域に元気がなくなって、消防団と駐在所の警察官、そういう人たちが大変だというようなことを地域ではよく聞きます。今どちらかというと警察の目が、中央といいますか、大分市とか、そういうところの防犯とかに力を入れているような感じるんですけど、やはりもう少し地域の駐在所の警察官の人たちに日が当たるといいますか、力を入れてもらいたいと思っています。例えば、地域の中でいろんな新聞を出したりとか、それからいろんな活動をしている人たちがいると思うんですけど、そういう人たちに日を当てて、頑張れよというふうな体制をぜひとっていただきたいというふうに思っています。

私、以前市役所に勤めていたんですけど、市役所は若いときに必ず税務課に配置をするようにしています。というのは、一般の人から見たときに、役場の職員というのは税務とか、そういうことに詳しいんだという先入観があって、役場の人に聞けば税のことがわかるというふうなことで、若いうちに税務課に行って、そして、そういう知識を身につけさせると……。警察の中のことはよくわからないんですけど、若いうちにできるだけ駐在所とか交番に配置をして、地域の人たちと一緒に地域をつくるというふうな活動もぜひ……。今から警察官に大切なことになるんじゃないかというように思っています。それで、数と、それからできたら駐在所に対する考え方があればお聞きをしたいと思います。

汐見生活安全部長 まず、数でございます。111駐在所、32交番が県下に配置されております。今、委員も言われましたように、若手の警察官、卒業配置して警察署に行きますと、初めにやっぱり駐在所というのはなかなか無理がありまして、駐在所はいろんな形で全てを1人でやらないといけません。交番の勤務員として一般の方々とのお客接遇、そして初期的な事件対応を覚えて、それから専務係、そしてまた専務でいろんな経験を覚えて駐在所のほうに配置という形が普通の警察官の配置基準となっております。

二ノ宮委員 駐在所の警察官とかに光を当てるといっておかしいんですけど、せっかくいろんな地域で活動している——本当にもう老人会とかいろんなことで引っ張りだこで、話を聞いてみると、やはりさっきの問題とかいろんなことをうまいぐあいに話をして、そして、本当に地域に根づいている駐在所のお巡りさんがいると思うんです。そういう人たちにぜひ光を当てていただいて、そして駐在所は警察の大切なポジションだというような考えでやっていただきたいと思っています。

以上です。

土居副委員長 警察本部の職員の中で、心の病を患って休んでいる方、何名いらっしゃるのか、わかりましたら。心の病に限らずでも結構です。

松坂警察本部長 手元の数字でございますが、ことしの1月31日現在、今委員ご指摘のメンタルヘルスの不調で療養している職員は、長期休業が10名、そして勤務の一部を制限しているのが21名、計31名でございます。

それから、生活習慣病等により療養している職員であります。長期休業が2名、勤務の一部制限が12名の計14名でございます。その結果、病気療養中という職員は、警察全体で合計45名でございます。

土居副委員長 実際どのような働き方をされているのか、私自身中に入っていないのでわからないんですけども、やはりこれまでの警察の文化の中で育まれた働き方があって、

片方でやはりきちっと休みもとってという、今の時代の働き方があると思うんです。その辺で警察官の激務、これを軽減するためにどんな取り組みをしているのか、また来年どんなことに注意をしながら皆さん方が働こうとされているのか。特に心の病を患う皆さんがなるべく出ないようにする、もしくは出たらすぐにケアできる体制、どんなぐあいに考えているのかお伺いしたいと思います。

加門警務部長 予防対策・早期発見及び早期治療及び早期復帰支援を盛り込みましたメンタルヘルスサポートプランというものを平成24年の4月1日から取り組んでいるところでございます。また、先ほどの休暇というふうな観点でございますが、さまざまな計画に入れているんですが、3月に策定いたしました大分県女性職員活躍推進行動計画というふうなものにおきましても、目標日数を掲げております。年次有給休暇平均取得日数なんですが、8.5日というものが平成26年の実績でございます。これを平成32年には10日にするというふうなことで取り組んでおるところでございます。

土居副委員長 いずれにしましても大変激務でございますので、その辺しっかり留意をしながら引き続き頑張っていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

原田委員 今、本部長のほうから勤務の一部制限という言い方をされましたけど、これ具体的にどういった形でされるのか、ちょっとお教えいただければと思います。

松坂警察本部長 病状によって違いますが、例えば、当直ができない、当直の制限でありますとか、あるいは超過勤務の制限とか、こういった形が主なものかと思っております。

衛藤委員長 皆さんの意見に関連がありますけど、ことしもだいぶ定年退職者もおおし、そういった病気の方もおおし、現実一線で動ける警察官が少ないんじゃないかなというふうに私は前から感じておるんですけど、来年度はどのくらい警察官をふやす予定があるのか、わかれば。

加門警務部長 来年度の増員でございますが、合計10名の増員を計画しております。

衛藤委員長 それで足りるんですか、10名で。もうしようがないから、この次はもっとふやすようによろしく願いしておきます。要望です。

ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は教育委員会関係の審査の際に一括して行います。

次に、第46号議案権利の放棄について執行部の説明を求めます。

木村会計課長 平成28年2月大分県議会定例会議案の284ページをお開きください。

第46号議案権利の放棄についてご説明いたします。

放棄する債権は、債務者が平成18年2月に単独で電柱に衝突する交通事故を起こし、県有財産であるビデオデッキ及びそれを収納するケースを損傷したことによる損害賠償金等15万9,878円のうち未収となっている14万4,878円です。

損害賠償金の支払いを請求いたしました但、債務者が一括払いが出来なかったため、賠償元金15万150円と遅延利息9,728円の合計15万9,878円を平成20年4月から54回払いで分納することとしました。

債務者は、平成20年4月から8月までの5回合計1万5千円を支払いましたが、平成20年9月22日に死亡したため残額14万4,878円が未収となりました。

相続人について調査した結果、実子が1名あり、同人は既に死亡しているものの配偶者があることが判明、債務は配偶者に相続されることから、その住民票上の住所地に支払いを求める文書を送付しましたが、その都度、受取人不在を理由として返送されてきました。

そこで、昨年11月に大阪市内の住民票上の住所地に職員を派遣して調査いたしました。同所への居住事実の確認には至りませんでした。

以上のように、債務者が死亡し、その相続人である実子が死亡していること、そして、実子の配偶者で債務の相続人の所在が確認できないことから、当該債権の回収は事実上不可能と判断し、債権の放棄についての議決を受け不納欠損処分とするものです。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

穴井警務課長 第47号議案大分県地方警察職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。

お手元に配付しておりますA4縦の資料、大分県地方警察職員定数条例の一部改正についてをごらんください。

なお、議案書では285ページになります。

今回改正する大分県地方警察職員定数条例には、警察法に基づき本県の警察職員の定数等が規定されております。

なお、警察官の定数は警察法施行令に示されておりました、都道府県ごとの定員の基準と階級別定員の基準に基づいて規定されております。

資料中ほどの条例改正の理由をごらんください。

今回の改正理由は2点ございまして、1点目は①のとおり平成28年度地方警察官の増員であります。

3月2日開催の文教警察委員会においてご説明申し上げましたとおり、平成28年度、当県は人身安全関連事案対策の強化等のため、合計10人の警察官の増員配分の内示を受けたところです。

これに伴いまして、さらにその下の条例改正の内容の①の表のとおり、警察官の定数を改正いたします。

具体的には、警部補及び巡査部長が6人ふえて1,184人、巡査が4人ふえて620人となり、警察官全体では、これまで2,073人であったのが10人ふえて2,083人となります。

なお、増員の階級別の配分数については、警察法施行令に規定する階級別定員の基準による計算結果であります。

次に、改正の2点目についてご説明申し上げます。

資料中ほどに戻りまして、条例改正の理由の②をごらんください。

改正の2点目は、警察官以外の職員に係る育児休業中の定数外措置であります。

現行の条例では、警察官に限定して育児休業中の職員を定数外とする旨規定されておりますが、働きやすい職場環境等を実現するため、警察官以外の職員についても育児休業中は定数外とするものです。

これに伴いまして、資料の下から4行目、条例改正の内容の②のとおり、育児休業中の職員を定数外とする規定中の警察官に限るとしている括弧書きを削除するものであります。

これに関連してですが、その上の①の表の警察官以外の職員の欄をごらんください。

表の下から2段目であります。

警察官以外の職員の定数は、これまで354人であったのを9人削減して345人としています。これは、育児休業中の職員を定数外とするかわり、人件費の見合い分として、定数の削減を行うものであります。

この主旨及びマイナス9という数字についてご説明しますと、今回同様に育児休業定数外を導入する知事部局は、同じく人件費見合い分として、過去5年間の4月1日時点における育児休業を取得していた職員の最小数を定数から減じる方針としておりまして、県警におきましても、同様の考えのもと、平成26年4月1日時点における育児休業取得職員数の9を減じることとしたものです。

最後に、この改正条例は平成28年4月1日施行を考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

原田委員 これは県警の方に聞けばよいのか、土木の方に聞けばいいかわからないんですけど、昨日山陽高速道でトンネル事故がありました。県内でも高速道路には、大分からいうと別府に行くときに長いトンネル、また臼杵に行くときにもあります。煙で亡くなられた方が多いみたいなんですけど、ああいった事故の、何か仕組みはできているのかどうかというのをちょっと聞かれたものですから、わかる範囲で結構です。県警での部分だけで結構です。

中島交通部長 施設的には、あるところとないところがあります。長いところは基本的に排煙の装置をつけて回すようにしております。また、警察としては、やっぱりこういう事故があったときにどういう対応をするのかということが1番大切なところだと思いますので、それにつきましては、マニュアルをつくったり、もしくは訓練をして早期に配備できるよ

うにしていきたいと。それから、昨年尺間のトンネルで事故があったわけですが、ああいう片側1車線のトンネルもありますので、そういった改善等につきましても、昨年検討し、警察署と連携して配備ができるように考えて対応しております。

土居副委員長 昼からも私たち文教警察委員会を開くんですけれども、この間、宇佐市の中学校の先生でしたっけ、飲酒で捕まっていました。たしか11時ぐらいまで飲んでいてホテルで休んで、9時過ぎぐらいにということで、どれぐらい9時過ぎの段階で残っていたのか。また、その詳細について伺いたいと思います。

中島交通部長 個別案件についてはお答えできませんけれども、やっぱり二日酔いで残る方、残らない方、これは健康状態でも全く違いますし、飲んだ量によっても違います。ですから、一概に8時間たったから大丈夫とか、そういう言い方はなかなかできない。ですから、また本人の自覚とか、やっぱり周りの人に見てもらおうとか、においを嗅いでもらおうとか、そういう対応を運転される場合は特に必要かなというふうに思います。

衛藤委員長 松坂本部長と加門警務部長に。ほかの方にはしょっちゅう言っていますのでね。さっき二ノ宮委員から話がありましたけど、私は駐在所を減らしたのに非常に文句言ってるんです。駐在所というのは、やっぱり地元で根づいたいろんな警察の仕事のPRもできますし、学校に行けば卒業式、入学式には出席したり、また老人クラブもやっぱり来賓で呼んだり、結構駐在所におる方は来ますけど、もう小学校のところに駐在所がなくなってきましたのでね、だからもう来れないですわな。そういったことで私は非常に皆さんの治安の問題で心配をしておるんですよ。昔はやっぱり声かけがあったりしていました。杵築のほうでもですね。今はあんまりないようになりましてけど。そういったことで、ぜひできれば今後、駐在所をふやす方向で考えていただければやろうかなと。こういう要望でございますが、本部長、駐在所に対する考えを。

松坂警察本部長 今、駐在所をできればふやしてほしいというご要望をいただきました。委員長のお話のとおり、まさしく地域に根差した警察活動というのが警察にとって活動の原点でもありますし、必要なものだと思います。また、地域の実情によっては、駐在所よりも例えば、都市化が進んだところではむしろ24時間体制の交番がいい、さまざまな声をいただくのもまた事実でございますし、それから警察力が限られた現状がありますので、必ずしも全てのご要望にお答えしていくことが直ちにはできないのも事実でございます。ただ、ご趣旨はまさしく私もそのとおりとっておりますので、地域に根差した警察活動が県下全てのエリアにおいて、今後とも、その責任を果たしていけるように、私ども地域の皆さんの声を聞きながら、適正な警察力の配置というものに努めてまいりたいと考えています。

衛藤委員長 さっき話がありましたけど、駐在所があれば、駐在さんと言って声かけるんですよ。ところが、警察署に行くとも入っても知らん人ばかりで、ちょっと相談しにくいなど。あんた何しに来たんかいみたいな話ですけど。オレオレ詐欺みたいな何か変な電話が入ったと、交番に、杵築なんですけど、行ったら閉まっていると。電話があるからということなんですけど、なかなか人間関係そんなものじゃないと思うんです。やっぱり駐在さんがおって、駐在さんこうあるが、どげえかなというふうに気軽に相談できる体制がですね……。それで駐在所というのは世界でも日本しかないと聞きましたけど、何かこのごろちょっと東南アジアでも駐在所ができ始めたところもあるらしいけど、そういった

気軽に相談ができる場所、これが必要だと思いますので、ぜひいろいろ難しい問題があるでしょうけど、要望としてお願いしておきます。

以上です。

ほかにないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔松坂警察本部長挨拶〕

衛藤委員長 それでは、ご勇退される皆さんから一言お願いします。

〔退職者挨拶〕

衛藤委員長 これをもちまして警察本部関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

ここで休憩いたします。

再開は、午後1時からといたします。

1 1時43分休憩

1 3時01分再開

衛藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は、委員外議員として木田議員、桑原議員が出席されています。

大分大学教職大学院設置に伴う教育委員会との連携についてご意見を伺うため、本委員会に参考人として、大分大学副学長望月聡氏、教育福祉科学部学部長柳井智彦氏、副学部長伊藤安浩氏に出席いただいております。

まず、私からご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

衛藤委員長 それでは、委員、委員外議員の皆さんの自己紹介をお願いします。

〔委員、委員外議員自己紹介〕

衛藤委員長 次に、大分大学の皆様の自己紹介をお願いいたします。

〔参考人自己紹介〕

衛藤委員長 まず、参考人からご説明をいただきます。

それでは、望月副学長お願いいたします。

望月参考人 まず私のほうからは、大分大学の概要についてご説明を少しさせていただきます。その後、柳井学部長と副学部長のほうから詳しくご説明をさせていただきます。

大分大学は、4つの学部と5つの大学院を持つ総合大学でございます。ただいま国立大学というのは、平成25年に国立大学改革プランというものが出されまして、大分大学は地域活性化の中核的拠点大学としての位置づけがなされております。各学部・研究科におきまして、それぞれ地域貢献を主としたような活動を行っているところでございます。その中で、教員養成につきましては、今私ども教育福祉科学部のほうで行っております。それで、大学院につきましては、平成4年度に教育学研究科を設置いたしまして現在に至っております。

それで、きょうの本題の教職大学院についてのことなんですけれども、これは平成24年の中央教育審議会の答申のあたりから、修士レベルでの高度専門職業人として位置づけるということで、その教職大学院の設置を推薦するという方針が打ち出されました。そして、平成25年の12月にそれぞれの国立大学におきまして、ミッションの再定義という

ものが行われました。私ども大分大学の教員養成分野におきましては、大分県教育委員会との連携共同を進め、平成28年度以降の第3期中期目標期間中に教職大学院を設置すると、こういうミッションが決まりました。それに伴いまして、平成25年から私どもと、それから大分県教育委員会との間でどのような形にするかといったような意見交換を行いまして、そして平成27年の3月に文部科学省に教職大学院の設置を申請し、それが認可されまして、本年4月からの開設というふうに至ったと、こういう状況になっております。

といったようなことで、先ほど委員長からお話がありましたように、本年の4月から新しい学生を受け入れて教職大学院をスタートさせるということになったと、こういう状況でございます。以上がこれまでの大分大学を取り巻く状況についてのご説明でございます。

それでは、続きまして、柳井学部長のほうから教職大学院のことについてご説明をさせていただきます。

柳井参考人 私のほうからは、これまでである教育系の大学院と、それから教職大学院とどこが違うのか、これについて申し上げたいと思います。プリントにはないことも含みます。大きな違いは4点ございます。1点目は学ぶ内容が違う、2番目は教える人が違う、3番目は学ぶ場所が違う、それから4番目は支える組織が違う、この4点について少し詳しく言います。

まず、学ぶ内容ですけれども、学ぶ内容は現代の教育課題、あるいは地域の教育課題、これに縛られます。実践と理論、これのつながりがこれまで曖昧だったんですが、それをよりしっかりと意識化して、実践に役立つような内容となっております。

2番目の教える人ですが、教職大学院の場合、4割は実務家教員が入ります。すなわち現場を知る人が4割入ります。その4割の実務家が研究者教員とチームティーチング、ペアになって教えます。これは今までにない形です。

3番目の学ぶ場所ですけれども、これは大学の教室だけではなくて、院生も、それから大学の教員も教育の現場に出て、その中で学習していく、この部分がとても多くあります。

4番目ですけれども、支えている組織ということですが、デマンドサイド、すなわち学校や教育委員会、ここと教職大学院が相談、連携いたしまして進めます。前述べた3つ全て、内容だとか人だとか場所、これらについてもデマンドサイドと教職大学院が話し合っ、強く連携して進めます。この4つの違いがこれまでにある大学院と異なるところです。

以上です。

望月参考人 それでは、大分大学の特色等はどういうものか、これについて伊藤副学部長から説明します。

伊藤参考人 ご説明します。このカラーのパンフレットを開いていただいて、右上にありますのが、本学の教職大学院のカリキュラム体系ということになります。緑色で書かれている学校経営コース、これは近い将来の管理職候補を養成をするコースです。教職教員が在学するコースということになります。右側の紫色、教職実践コース、これは主に学部を卒業したばかりの学生を想定しておりますが、比較的若手の現職教員を受け入れることも想定しております。この2コースを設定いたしますが、その下に黄色で書かれている、これが共通科目分ということになります。

このようなカリキュラム体系で教育をしていくわけですけれども、特色としては大きく

3つあります。左上のピンクの部分ごらんください。ピンクの中の2つ目です。共通科目等において、これはこの黄色の部分になるわけですが、現職教員と新卒学生がともに学ぶこととなります。そして、それを研究者教員と実務家教員が共同的に支援、指導するという形をとります。現職の先生方と学部を卒業したばかりの学生がいるということには、双方にとってメリットがあります。学部を卒業したばかりの学生にとっては、現職の先生の1つ1つの言葉、考え方、それに触れるということが非常に大きな教育になります。そして逆に現職の先生にとっても、今の若い学生の実態に触れるということは、将来管理職を目指すに当たって、これも非常に大きな、かつて自分たちの常識であったことが、もしかしたら今は常識でないかもしれない。あるいは逆に今の若者らしい感性に触れるということもあるかもしれません。そのような相乗効果を期待して、現職教員と新卒学生がチームを組む。そしてそれを先ほど学部長が申しあげましたように、研究者の教員と実務家、小・中学校等で実際に教えていた、そういう経験を持つ実務家教員が共同的に支援、指導する体制をつくります。

そして、2つ目ですが、これが3と書かれていることですが、従来の大学院では実習というものは全くありませんでした。しかし、教職大学院では、2年間で50日に及ぶ学校現場での実地研究を行います。それをただ経験しっ放しにするのではなくて、精察科目、自分の実地研究での経験を振り返る科目を設定しております。ですので、経験と理論の往還によって、高度の実践的指導力を育成するというのが2つ目の特色になります。

3つ目は、これはピンクの四角の中の4番目に書かれていることですが、在学中も終了後も授業カンファレンス、これは授業研究ですね。それからケースカンファレンス、生徒指導等に関する協議ということになりますけれども、こういったものに参加する機会を保証し、生涯にわたって学び続ける教員を養成、支援する仕組みをつくっていかうと考えております。

そして、右の下をごらんください。学校における実習の体系です。学校経営コースと教職実践コースでどのような実地研究を行うのかを下から積み上げる形で書いてございます。1番下が1年次前期の実地研究1、その上が1年次後期の実地研究2、1番上が2年次の前期・後期で行われる実地研究3ということになります。この実地研究は、附属学校と連携協力校、この左に書いてありますように、連携協力校全部で13校ありますけれども、大分市、別府市、日出町、この2市1町の公立学校、県立学校にご協力をいただいて実地研究を行うこととなります。この実地研究も附属学校や連携協力校にお任せという形ではなくて、必ず大学院の専任教員が巡回指導に参ります。そこで同じ事実を見聞きして、経験して、それを大学での精察につなげるという、こういう仕組みを整えております。

そして、最後に現状での教職大学院へ進学するインセンティブについてお話しします。

まず1つございますのは、これは県のほうの仕組みなんですけれども、現職教員で教職大学院を修了した方については、管理職、教頭の採用資格保有者とみなすというインセンティブが1つございます。それから大学側としましては、これは開設後2年間ということになります。県派遣の現職教員に限り、1年時の授業料を半額免除するというふうにして定員を確保したいというふうに考えております。

それから3つ目に、これ従来からある仕組みなんですけれども、これは現役の学生に関することです。現役学生で学部4年次、大学院1年次での教員採用選考試験の合格者は、

採用時期を大学院修了まで延期していただけるという、このような仕組みもあります。このような仕組みを活用して新卒学生にしても現職教員にしても、定員を確保して教育を行ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

衛藤委員長 続きまして、教育委員会から説明をお願いします。

能見教育改革・企画課長 それでは、教育委員会からご説明をさせていただきます。

まず、私のほうからは、大学連携の枠組みについてご説明させていただきたいと思えます。お手元の資料の1ページ、2ページをお開きください。

1ページの経緯でございますように、以前は大分大学との間で連携協力協定を締結しておりましたが、平成26年1月にはより発展的に県内の教員養成を行う7大学との間で新たに連携協定を締結してございます。その写しがちょっと縮尺が見にくくて恐縮ですが、2ページにおつけしているものでございます。

その目的、第1条をごらんいただきますと、県教育委員会と各大学が教育、教員の育成、生涯学習、文化及びスポーツの各分野における諸問題についての的確に対応し、もって地域における教育力の向上及び教育の発展を図るため、連携協力することを目的とするというふうに行っているところでございます。

この枠組みに基づきまして、1ページの現在の取り組み状況のところでございますように、協定締結後、年1回ではありますが、教員養成等について協議する連絡協議会を開催してきております。その中では、大分大学の教職大学院の設置に係る案件につきましてもご協議をさせていただいているところでございます。

今後の取り組みとしましては、引き続き連絡協議会の開催により意見交換等を実施しますとともに、大分大学教職大学院の学校経営コースに現職教員6名を派遣し、マネジメント能力にすぐれた管理職の養成を図っていきたいと考えております。

また、3ページをお開きください。3ページの資料は、昨年12月に国の中教審が出した答申の概要資料でございます。ちょっと見づらくて恐縮ですが、背景、主な課題、具体的方策とございます。主な課題の下、中ほどに全般的事項とあって、1つ目の丸にございますように、大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要という課題認識が示されておまして、具体的方策としては大きく2つございます。1つには、養成採用研修を通じた方策、教員は学校で育つとの考えのもと、教員の学びを支援するということと、もう1つが下のほうにございますが、学び続ける、教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備とありまして、その2つ目のほうの1つ目のポツにありますように、教育委員会と大学等との協議調整のための体制、教員育成協議会の構築とございます。この答申を踏まえて、国のほうでも法改正等により制度設計をしていくというふう聞いておりますので、こういった動向も見据えながら、この県内7大学との間の連絡協議会をどう発展的なものにしていくか検討していきたいと思っております。

なお、この後、ご審議をいただきます教育長計においても、管理職等の養成や教員免許取得更新等における県内大学との連携強化という取り組みを盛り込んでおるところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

藤本教育人事課長 それでは、私のほうから教職員の人材育成について、A3の資料4ペ

ージになりますが、こちらでご説明をいたします。

4 ページの左側については、後ほど報告の中で説明をさせていただきますが、大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂についての資料であります。右側のほうは人材育成方針本体の中から人材の育成、教職大学院に関するものを抜粋したものでございます。

左の資料をごらんください。こちらの中ほどに人材育成に係る主な施策というところで大きく4点記載をしております。そのうちの2人材の育成の(3)教職員研修の充実の中で、今回の改定に当たって新たな取り組みとして、教職大学院を活用した学校マネジメント能力に優れた管理職の養成というものを追加したところでございます。具体的な記述につきましては、右側の抜粋のほうの2人材の育成、(3)教職員研修の充実の中の点線で囲っております具体的な取組の⑩教職大学院の活用を記載しているところでございます。

1点目は、教職大学院の履修者として、有能かつ改革意欲に富む現役中堅教員を派遣し、県内にマネジメント能力に優れた管理職の輩出を図ることとしております。具体的には、平成28年度は6名の中堅教員を派遣し、将来の管理職としての人材育成に取り組みたいと考えており、派遣に要する経費を当初予算に計上しているところであります。

2点目としましては、大分大学教職大学院での指導に当たる実務家教員として、経験豊富で有能な教職員を派遣することとしているところでございます。

今後も大分大学と連携してマネジメント能力に秀でた教職員を育成し、教職大学院を有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

麻生委員 先生方、きょうは本当にありがとうございます。参考人という名前の呼び方で、国会なんかでイメージがちょっとよろしくないかということで、ちょっと誤解をまず先に解ければなと思います。県議会のほうも議会活性化の流れのある中で、常任委員会の中で現場のいろんな課題等に最も詳しい方々をお招きしてお話を伺って、関係部局とも十分協議をして改善をしていきたいと。そういう流れの中で、講師としてお招きをしたり、そういう形であるんですが、常任委員会の活性化の場合には、こういう形で呼び方が参考人となっているものですから、ちょっと誤解を受けたんじゃないかなと思っております。そこはご寛容をいただいて、制度上の呼び方だという形でお許しをいただければと思います。

私ども大分県としては、子育て満足度日本一とか、そういうのを掲げる中で、学力であるとか体力の伸び代をどれだけ伸ばせるかとか、UIJターンとかいう動きの中で、やっぱり大分に来て教育面は心配要らないよというようなことを目指したいろんな取り組みをしていく中で、この大分県の教育、こういった部分について、どのように情報共有して課題があって、伸び代をどうすれば伸ばすことができるかという思いで、先生方にご指導賜ればというお願いをきょうさせていただいた次第であります。それに、その前に私ども全員じゃないんですけども、何人かで福井の教職大学院に直接お伺いして、指導教官にもお話を伺ってまいりました。そして、福井県初め北陸のほうは、小学校、中学校とも学力結果とか、もう例年ずっと日本の中でも上位を占めていると。どんなことをやっているんだろうというようなことでとても関心がありまして、この教職大学院と同じようなことを、十数年というか、もっと前から取り組みをしていらっしゃると。そういうお話も伺って、

教職大学院に行く現場の中核となるリーダーとなり得る先生方、指導教官をどのように育てていくかということをもっと力を入れていって、大学院も現場に本当に出向いていっているということをもっと伺いまして、きょうこういう形でお願いをしたと。きょうこれをきっかけにして、後ろの県教委とか、あるいは各市町村教委とも情報共有をしていただいて、ぜひ取り組んでいただきたい。そして、足りない部分を我々も応援団となって取り組んでいければと、そういう思いできょう来ていただいたということをまずご理解いただいた上で質問であります。

その福井県に参りました際に、先ほど説明をいただきました4つの問題を含めて、やっぱり現場サイドが求めているデマンドサイドの話もありましたけれども、どういった先生方が求められているかというふうな、そういう視点でこれから取り組むというようなことであります。福井県の場合は、とにかく大学院の先生方も現場に出向いて行っていると。そして、その上でいろんなことを現場の校長とか管理職の方が調整しながら、かなりのレベルのことが、もう蓄積があって進んでおられると。その背景に市町村教育委員会とか県教委との連携が物すごくあるということでありました。先ほど説明をいただきましたこの資料の中でも、連携協力校が記載をされておりますけれども、必ずしも大学院に行きたいという、みずから学ぼうとされる先生、希望者というのは、この中に、この連携校にいるというのはほとんどないと思うんですね、実態は。学びたい先生と実際に連携校とずれがあるとか、そういった県教委とか市町村教委の人事の問題も当然出てくるでしょうし、希望対象教員と人事の問題とか、あるいは県教委と市町村教委の人事を含めた連携とかマッチング、そういった部分をどうされるのかとかいう課題があるのかなと、そういった部分についても伺いたいし、当然これには地域の協力も必要になってくるし、PTAとかそういった保護者のご理解も要るだろうと。そういった中で、福井県の場合は、実は毎年2人の枠をロータリークラブが奨学金をつくって応援をしていると。ということは、外部資金の導入とか外部の協力依頼というのを、大分大学としてどのような形で求めていくかというのが非常にポイントになるかと思うんですね。先日も石川理事に、「いや、やっているよ」という話を聞いたんですが、やっているんなら恐らく福井県と大分県下の小・中学校の学力負けないだろうという結果を残すんじゃないかなというような思いがあって、ちょっとやりとりもしたんです。まさしくそういったことの結果も求められるような時代になってこようかと思うので、先生方本当に大変だと思うんですけど、そういうことを含めて現状がどうなっているのか。そしてまた、そういう現状の中で、足りない部分とか県教委には少しこういった考え方を改めてほしいとか、あるいは市町村教委に対してこういった部分を連携を図ることができないとか、予算的な問題がもしあれば、そういったことも含めてざっくばらんに実態を含めてお教えいただければと思います。

柳井参考人 まず、連携協力校の位置づけとか役割、それと、その先生自体が、教職大学院に来ている先生が勤めている現任校、このあたりのことにつきまして、伊藤先生のほうから。

伊藤参考人 連携協力校は、基本的には実地研究を行う学校になっています。学部の学生にとっては、学部時代は附属学校を中心になっていますので、学生自身も公立学校の多様な実態に触れたいという希望を持っております。それから、現職の先生の場合は、実地研究1と2では連携協力校に行くんですけども、2年次の現場に戻っての学習は現任校で

行います。学校経営コースであっても教職実践コースであっても、自分が本来勤務している学校に戻って学習することになります。そこに教職大学院から専任教員が巡回指導に行き、その様子を見ながら起こった出来事、あるいは授業ということもあるかもしれませんが、それとともに経験して、そのことについて議論を深めていくという形になります。

それは単に、現職の先生の個人的な学習として結果が出るわけではなくて、その先生が勤務しておられる学校としての課題、その課題解決にもつながるような学習テーマの設定をしたいというふうに考えているところです。

柳井参考人 つまり、連携協力校の教員の方が教職大学院に来るという意味ではないです。

望月参考人 先ほど説明をさせていただいた中に、現職教員で入学される方に対しては、授業料を半額免除させていただくということを大学として今回取り入れたわけでございます。これは大分県教育委員会のほうでの管理職の試験の資格者とするという、そういうインセンティブをつけていただけるということで、大学も何らかのインセンティブをつけることが必要であるという考えに基づいて申請したものでございます。

委員おっしゃいますように、費用という、お金がかかるという面は、現職教員に限らず、福井大学の場合はこれはストレートの学生に対する奨学金というふうに私は理解しておりますが、学部卒で、現職の教員じゃなくて、卒業した学生がアルバイトする時間がないので、それで進学をちゅうちょするから、そのために奨学金を出すべきといったようなことと私は理解しておりますが、そういったようなものを非常に私重要だというふうに考えております。そういう観点からいたしますと、大学ができるところというのはやはり奨学金とか授業料免除というのが非常に経済的に困窮している学生を対象にすることが原則という考え方でございますので、なかなかそういったような意識の高いからという理由だけで大学が措置するということはなかなか難しい状況にございます。ですから、そういったような民間の力とかご援助をいただければ非常にありがたいとは思っているのですけれども、今のところ大学としてそういったような形をお願いするといった箇所が少し弱いということを感じておりまして、これから課題として各方面とご相談をさせていただきながら、地域の産業界にお役に立てるような教育研究を行うことによって、応援をしていただかなくちゃいけないなということを感じておるところでございます。

以上です。

麻生委員 福井県の場合、現任校、とっても大事にしていると。第1段階、第2段階、第3段階というのがあるんだろうと思うんですが、恐らく福井県の場合もそういったことをやってきた上で、現任校を中心に大学院の先生方のほうからむしろ出向いて行って、校長ともシラバスを含めていろんな、その段階から調整をしていらっしゃるというようなお話も伺って来ました。我々全く専門外ですからよく詳しいことがわかりませんが、そういった意味で現任校を中心にということになって、先生方の中でやっぱりモチベーションが上がって学んでみたいんだと、自分からやりたいというような希望の先生がいらっしゃるような学校であれば、連携校、連携協力校の選定のあり方とかいった部分も問題になってくるのかなと。そういった問題についても、ぜひ県教委とか、各市町村教委とどう連携を図っていくかというような機会がなければ、またつくるような形を我々も求めていきたいなとこのように思いましたので、その現任校という、福井の場合はそれをやっていたというようなことをよく調べていただければ幸いではないかなというのが1点。それから、

外部の協力という部分でいくと、県教委が認めたから奨学金例えば、返済免除を含めて、そういった部分は内側だけでやってしまうとなかなか地域の理解を受けるって求められなくなりかねませんから、ぜひともそういった部分は外に広げて、外からの厳しい声も含めて入ってくるような形でやっていただければ幸いです。

以上、お願いであります。

土居副委員長 私も福井県に行ってきたんですけど、福井では学校を動かす中核の教員、でも校長は大学院には送れないと、穴があくじゃないとか、また大学院で学んできたことがなかなか学校で生かされないとかいうことがあるので、学校拠点方式と言って、休職せずに働きながら大学院で学んで、学校の抱える課題を明らかにして、その課題を持っていって一緒に勉強して、また自分の学校に戻って同僚とかと話し合っ、て、大学院の先生もそこに来て教育を高めていこうという取り組みをしていました。

今回、休職せずということなんですけど、今回の大分大学の取り組みはどのようなになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

伊藤参考人 1年次はフルタイムで大学院で学ぶことになります。2年次は現任校に戻って勤務しながら学習をすることになります。

土居副委員長 あらかじめ研究するテーマというのは、その学校で抱える課題ではなくて、個々が持っている課題を大学院に持ち込んでということになるんでしょうか。

伊藤参考人 テーマの設定の仕方についても、従来はそうなりがちだったんです。個人的な研究関心といいますか、それを大学院でやるということだったんですけども、教職大学院では現任校に戻ったときのことを考えたテーマ設定をするというふうに考えております。ですから、戻ったときの学校課題の解決につながるようなテーマ設定をします。実地研究1とか2で、特に2で行くのは現任校と同じ校種の別の学校に行くわけです。ですから、校種は同じなだけでも、少し違う環境の中でその問題がどういうふうになっているのか、そういうふうに視野を広げて現任校に戻って、現任校の課題解決につながるような学習を展開するというのが教職大学院の実地研究ということになります。

久原委員 私は今初めてこういうふうな大学院ができるというのを、ここの中で議論したかどうか俺覚えとらんのやけど、初めて聞くんやけど。これは県の教育委員会に聞くけど、将来的に現職の教職員を派遣するというのを今言いよったよな。何のために派遣するのか。それじゃなくて、ここは大学院というのは、今大学生の中でよし、もうちょっと学んでみろ、大学院に行ってみろという人を採用して……それはいいわけなんじゃ。ここに行っていない人たちは今教えよるのに何で……。その人たちは、新しく今度大学院を出た人たちが学校の現場に行っ、て、いろんなことを通じて、大学院の中で学んだことについて現職の教員に教わればいいのか。わざわざ現職の教員も休ませて、休職させて行かそうという意味は何かい。

原田委員 今もあるんですよ。鳴門教育大学に行っています。今まで大分県は鳴門教育大学のほうに行く方が多かったんですけど、これまで行ってきた方、今も現に行っている方いらっしやいますけど、その中でやっぱり多くの問題が起きているのは、1年目はいいんですけど、2年目職場に帰ってから、連携をとりながらと、遠いこともあって、大変負担が大きかったんでしょうね。そういう意味で言うと、県内の大学ですから改善できるのかなという思いがある反面、これまで鳴門教育大学との関係を築いた方を含めて、その辺を

どうするのかな、整理していくのかなというのが1つ。

それともう1つ、先ほど管理職の登用も兼ねるといった話がちょっとありましたけど、そういうふうな仕組みにしていくのかということが1つ。

もう1つ、後でいいんですけれども、大分大学のことを言えば、これから義務制に特化していく。高校免許については、九州管内では佐賀大学ですか、そちらのほうしか取りにくくなるという話を聞いているんですけど、大分大学の仕組みについても若干教職免許の取り方についてご説明いただきたいと思います。

藤本教育人事課長 現在も大学院での専修免許等の取得ということで、鳴門教育大学、兵庫教育大学等に研修という形で2年間派遣をしております。その研修派遣という位置づけは、大分大学の教職員大学についても同様でございますので、公という形での派遣、身分を持ったままの職務として研修するという位置づけになります。特に今回の場合は、学校経営コースということで、管理職の養成のコースというものが設けられましたので、そこに中堅教員を派遣して管理職の養成をしていくということでこれから大分大学の教職大学院と連携をとりながら、マネジメント能力にすぐれた管理職の輩出ということをやりたいというふうに考えております。

その辺のところ、管理職の今資格試験というふうになっていきますので、管理職としての資格の付与、もしくは管理職資格試験に登載された人からの派遣、そういったものも検討していきたいというふうに考えております。

望月参考人 大分大学での教員養成に関することについてご説明をさせていただきます。

委員ご指摘のように、教員養成学部は小学校に特化ではなくて重点化ということでございまして、私どもの教育福祉科学部は従来小学校と中学校の両方の免許を持つことが卒業の要件になっておりましたけれども、新しくなりましたときには小学校の免許のみの卒業を検討しております。しかし、それだけしかやらないということではなくて、ちゃんと教育学部のほうで中学校の免許も高校の免許も出せるような形で体制はちゃんと整っておりますので、高校の免許も私どもの教育学部で取得できるようになっております。さらに、総合大学の特色を生かして、他学部でも中学校、高校、特に理科と数学なんですけれども、こちらのより教科専門の色の濃い教科につきましては、他学部でも新たに教員免許を出せるような課程認定を今申請している最中ございまして、決して小学校しかとれないということではございませんし、理科系の科目につきましては、大分大学のほうでさらに充実したような体制を敷くこととしております。

以上です。

原田委員 さっきの2年目の話なんですけど、現場の先生は、やっぱり現場の課題というのがたくさんあって、なかなか大学院のほうに行きたくてもという状況がやっぱり生まれているんですよね。ですから、ぜひ県教委のほうもその辺を支援してあげていただきたいということを、要望で。

久原委員 県教委のほうに聞くけど、要するに、これから管理職になる教頭だとか校長になるのはここへ行かんと成れないということか。

藤本教育人事課長 決してそういうことではございません。

久原委員 そういうことではないけど、それがもう主だろう。

藤本教育人事課長 いえいえ、人数的にも限られたものですので。

久原委員 そんなら何のためにするんかい。

藤本教育人事課長 そういった人材も輩出していくということでもあります。

衛藤委員長 委員外議員さんはありませんか。

木田委員外議員 4ページの資料で、点線囲みの1行目ですね、有能かつ改革意欲に富む現役中堅教員をこういったところでさらに伸ばしていくということで、なかなかそういった人材が今県内の学校の中では少ないということをご実感なされているのかなというふう感じたんですけど、私も親として経験して、確かにそういった方がどんどんふえてくるといいというのは、やっぱり校長先生が変わるだけでかなり学校って変わるじゃないですか。そういう経験もして、なるほどなというふうに感じましたけど、目指すところというのは、大分県内での平均的な学力向上というのは当たり前にあるのかもしれませんが、もっと難関大以上のクラスに行ける生徒をいっぱいつくりたいところが気持ちとして強いのか、入試改革の対応で今急いでやらなくちゃいけないという思いでやっているのか、どういう思いで主な思いがどこにあるのかなというのはですね、主眼というか、そういった目的、教育委員会のほうでいいですけど。

藤本教育人事課長 今回策定しております大分県教育計画の基本理念が、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造ということで、そういった力を持った児童・生徒を育成していくということでございます。その学校で育成するに当たっては、やっぱり管理職がいかに学校をマネジメントしていくか、学力の向上にしろ体力の向上にしろ、やはり教職員をいかに活用して教育活動を行っていくかというのが1番のポイントだろうと思います。現在も組織的な対応ということで全ての学校で取り組んでおりますが、そういった能力に秀でた管理職をより大分大学とも協力しながら育成をしていくということが主眼でございます。

木田委員外議員 今、何か不足しているかというところを教えていただけるとありがたい。大分の管理職の方で何が不足しているかというところを感じているのか教えていただければと。（「教育委員会は後でいい、先生方は40分しかないから」と言う者あり）後でいいです。

土居副委員長 ちなみに28年度から大体何人ぐらい合格者を出したのかお伺いしたいんですけども。

柳井参考人 学校経営コースは6名の方です。それから教職実践コース、定員どおり4名、合計10名でスタートしております。今から4年間は先ほど言った昔からある修士課程教育、それと併存していきまして、その後は教職大学院の定員は大きくふえる予定であります。

麻生委員 最後にもお願いであります。先ほど県教委が答弁したような感じで、マネジメントで強制的、支配的な経営と勘違いしているところがあると僕は認識しているんですよ。やっぱり学校現場、あるいは市町村教育委員会も含めて児童・生徒に対してもやっぱりモチベーターであって、やっぱりそういうみずからもモチベーションを上げて子供たちが学ぶ姿勢というか、みずから学ぶ動機づけをしてあげるために連携を図って、ぜひいい方向でやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で参考人に対します質疑を終わります。
大分大学の先生方におかれましては、本日は、お忙しい中ありがとうございました。
また、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。

〔参考人退室、教育委員会入室〕

衛藤委員長 これより、教育委員会関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として、木田議員、桑原議員が出席されています。

初めに、総務企画委員会から合議のありました、第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤教育長 初めに、私から一言ご挨拶を申し上げます。

衛藤委員長初め委員の皆様方には、日頃から教育行政の推進にさまざまなご尽力をいただいておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。

本日の委員会では、議案4件、合議案件4件、報告1件、継続請願2件、陳情1件、諸般の報告4件について説明、報告いたします。

各報告事項はそれぞれ担当課室長から説明いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

藤本教育人事課長 第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備についてご説明します。議案書の203ページ、配付資料の1ページをお開きください。

最初の囲みにありますように、地方公務員法が改正され、人事評価制度を法律上に位置づけるとともに、同制度を任用・給与・分限等の人事管理の基礎とすることとなりました。これに伴い関係条例を整備するものでございます。

最初に、1職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

(1)の級別基準職務表の条例化につきましては、現在、人事委員会規則に規定している級別基準職務表を条例化するものであります。

次に、(2)の勤務成績の判定期間等の改正についてであります。

人事評価制度の導入に伴う勤務成績の判定期間につきまして、現行では1月1日から12月31日までの期間を、人事評価の期間であります10月1日から9月30日に合わせ、1月1日の昇給に反映させるものでございます。

次に、2人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

各任命権者が条例に定めるところにより、毎年地方公共団体の長に対し報告しなければならない事項が改正されたため、規定を整備するものであります。新たに人事評価、退職管理を追加し、勤務成績の評定を削除するものでございます。

次に、3職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正についてでございます。

二重線の囲みにありますように、降任、降給、これは降格と降号に分かれます。この定義が整理されたことに伴い、条例において、これまで降任に該当するとされてきたいわゆる降格が降給に該当すると整理され、現行条例が及ばなくなったことから、今回、降号も

含め降給の定義、事由、手続等を定めるものであります。

以上のほか、4にありますとおり、計13の条例について、地方公務員法の条ずれ等に伴う規定の整備を行うものでございます。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

原田委員 私は人事評価制度は教育委員会になじまないと考えています。確かにいろいろな子供がおる中で、先生方は信じてやっぱりそれに向かってつき合っているわけですが、その中で画一的な評価制度というのはおかしいんじゃないか。ましてや給与等に反映させていくというのには大きな問題が出てくるんじゃないかなというふうに考えています。ですから、この件については、まだまだ検討の余地がありますので、採決については退席するつもりです。

以上です。

麻生委員 人事評価制度というのはどんな世界でも、報酬とか給料もらっている以上は当たり前なことだろうと思うんですが、問題は、この評価項目は、現場の先生方は項目はどういった項目があって、本人へのフィードバックというものはあるんですか。

藤本教育人事課長 評価項目につきましては、それぞれ職責に応じた観点というものを公にしておりますので、そういった観点から評価するということをしております。フィードバックにつきましては、人事評価自体の開示ということはしておりませんで、目標管理、業務する上で目標管理に向けての業務実施の中で、その辺のところをフィードバックしながらということでやっております。そして、今回の地公法の改正に伴いまして、能力評価、今までの人事評価に当たるんですけども、その評価結果、SとかAとかBとか、そういったものはこれからは希望する方には開示をしていくという取り扱いをしてまいります。

麻生委員 基本的には評価項目が開示されている以上は、校長が、例えば板書が汚いとか、授業の説明の仕方がへたくそでようわからんとかいったようなことは徹底的にフィードバックすれば風通しもよくなるし、本人も改善をしようとするわけですから、そういったことが教育の世界だけ実におくれているというか、30年おくれているみたいな感じがするのでしっかりやってほしいと思います。

以上です。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

衛藤委員長 本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

衛藤委員長 次に、総務企画委員会から合い議のありました、第20号議案大分県職員定数条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 第20号議案大分県職員定数条例の一部改正についてご説明します。

議案書の220ページ、配付資料の3ページをお開きください。

1 条例改正の趣旨にありますとおり、育児休業を取得しやすい職場環境を構築するため、育児休業中の職員を定数外とするとともに、平成27年度が最終年度となる大分県行財政高度化指針による成果を反映させる趣旨から、職員定数を削減するために所要の改正を行うものでございます。

2 改正概要にありますように、(1)では、職員が安心して育児休業を取得できるような環境を整備する観点から、育児休業中の職員を定数外とするものです。

また、(2)にありますとおり、今年度が最終年度となる大分県行財政高度化指針を踏まえての定数削減の状況を反映させるものです。

教育委員会におきましては、事務局職員の定数を現行の334人から4人削減し、330人に改正するものでございます。

3 施行期日は、平成28年4月1日を予定しております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

土居副委員長 育休をとりやすくする。これなぜとりやすくなるんですかね。それから、定数管理、この定数管理を求めること、定数管理をしっかりとっていくことはどういう意味を持つんですか。わかりますか、2点。

藤本教育人事課長 育児休業中の職員は、大分県職員の定数条例におきましては、これまでは定数内としておりまして、育休の職員が将来的にも増加するという中で、定数の全体を圧迫しているというふうな状況もございます。やはり行政需要に應えるため、その代替措置を講じることで、定数外とすればそこに正規の職員を当てられることから、今回定数外にするものでございます。

それと、この定数の関係は、行財政高度化指針の成果として削減がされましたので、それを条例の中に反映するというものでございます。

土居副委員長 定数は知事部局と同じように1割をとということですか。

藤本教育人事課長 実際に4人削減できましたので、その分を反映するというものでございます。

久原委員 ということは、その人が育休から帰って来たら、1人帰って来たら、また定数が1人ふえるの。

藤本教育人事課長 その職場では当然そういうことになるかと思えます。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、総務企画委員会から合い議のありました、第22号議案大分県使用料及び手数料

条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

葭田体育保健課長 第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、教育委員会の関連部分がありますのでご説明します。議案書の222ページ、配付資料の4ページをお開きください。

1の経緯については、県立総合体育館内に昨年、本県で開催しました国民体育大会第35回九州ブロック大会の山岳競技用として設置したボルダリングウォール施設について、4月から一般への供用に向け使用料を設定するものです。

2の施設の概要であります。ボルダリング競技は身体にロープをつながずに小さな岩、壁を登るものです。総合体育館内に設置した施設は、高さ4.5m、長さ、幅が11mとなっております。

3の使用料についてですが、使用の形態が専用としての使用と個人としての使用があることから、それぞれの使用形態での使用料を設定するものです。

使用料の積算に当たっては、年間の維持管理費用や九州各県との比較などを考慮しまして、専用による使用は1時間当たり350円、個人での使用には1時間当たり150円として設定することとしたいと考えております。

なお、既存施設の使用料についての改正は今回はありません。

今回の設定による一般使用によって、使用料の増収もさることながら、ボルダリング競技では昨年秋の和歌山国体で成年男子が優勝しており、本県における競技の普及、ジュニアの育成が期待されるところです。

4の施行日は、平成28年4月1日を予定しております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

麻生委員 条例改正そのものとはっていないんですが、大分市と総合体育館そのものについても、いろんな協議が始まっているというふうに伺っています。知事部局の行政企画課が所管しているということも伺っていますので、こういった細かい、今後当然競技に関連をすることなので、こういった改正について細かく丁寧に市のほうにも連絡をとって説明をしておいていただくことを求めておきたいと思います。

以上です。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さんありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、福祉保健生活環境委員会から合い議のありました第35号議案大分県いじめ問題

調査委員会条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

江藤生徒指導推進室長 議案書の266ページ、配付資料の5ページをお開きください。

第35号議案大分県いじめ問題調査委員会条例の制定についてご説明します。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。その第28条第1項第1号及び第2号で重大事態が定義されており、上段に記載しております。相当の期間とは、目安として30日以上となっています。

このような重大事態の発生により、学校または学校の設置者である県教育委員会等が行った調査の報告を知事に行い、その結果について当該重大事態に対処し、または当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、知事が必要と認め判断した場合に知事は今回設置する調査委員会に諮問をいたします。

資料中央の太実線枠内をごらんください。今回の条例で規定する主なものであります。委員会は委員5名以内で組織し、法律・医療・心理・福祉等に関して、優れた識見を有する者の内から知事が任命することとしています。任期は2年です。

また、特別な事故等を調査審議させるため、必要があると認めるときには臨時委員を置くことができるようになっています。

本委員会が掌握する事務は知事の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議して、その結果を知事に答申するものでございます。なお、県立学校に係る調査結果については、いじめ防止対策推進法の中にも規定されており、議会に報告することとなっています。

条例は公布の日から施行することとなっております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

麻生委員 いじめ問題については、要は解決するといった場合に、問題調査委員会でのような識見を持った人の委員構成とか表現されておりますが、現実問題としては、学校の教室に花をいっぱい飾ったりとか小動物を配置したりとかいったことのほうがいじめって解決している例が高いということで聞いているし、そういうケースをよく伺うんですね。だから、要はこれはこれで構いませんけれども、むしろそういった部分に必要な予算であるとか、人材とか、識者を幾らいっぱいあれするよりも、そういったことが任せられてできるような環境整備が1番大事なので、そういったことを言うてくれるような問題調査委員会の構成になってほしいなど、それは要望として、委員会の構成についてそういった意見があったことをしっかり伝えておいてほしいと思います。

以上です。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

岡田教育財務課長 第1号議案大分県一般会計予算のうち、教育委員会所管分についてご説明します。

別にお手元に配付しております平成28年度教育委員会予算概要の3ページをお開きください。

平成28年度教育委員会予算でございます。

教育委員会の予算額は、左から2列目予算額(A)欄の上から3番目にありますように1,137億9,375万7千円でございます。

これを右から3列目の27年度7月現計予算額(B)欄と比較いたしますと、その右の欄にありますように、額にいたしまして9,854万1千円、率にして0.1%の増となっております。

また、下の表にありますとおり、県予算額に占める教育委員会予算額の割合は、27年度7月現計予算額と同じく18.7%となっております。

続きまして、先日の予算特別委員会でご説明いたしました主な事業を除く、主要な事業についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

事業名欄上から3番目の学校マネジメント力向上推進事業費629万9千円でございます。

この事業は学校教育課題への組織的な対応力を強化するため、子供の力と意欲の向上に向けた芯の通った学校組織活用推進プラン等に基づき、学校運営を支える機能の充実、教職員の意識改革と資質能力の向上を図るものでございます。管理職やミドルリーダーを対象とした研修によりマネジメント力の向上を図るとともに、大分大学教職大学院に有能かつ改革意欲に富む中堅教員を派遣し、マネジメント能力に優れた管理職の輩出を図ってまいります。

36ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の公立高等学校等奨学金給付事業費3億2,086万円でございます。

この事業は高校生の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、非課税世帯を対象に返還不要の奨学給付金を支給するものでございます。

28年度は、3学年全てが対象になるとともに、非課税世帯の国公立全日制の第1子の給付額をこれまでの年額3万7,400円から5万9,500円に増額することとしております。

55ページをお開きください。

事業名欄1番上の小学校学力向上対策支援事業費1億7,697万8千円、またその下の中学校学力向上対策支援事業費2億9,610万7千円でございます。

これらの事業は、児童・生徒のさらなる学力向上を図るため、習熟度別指導推進教員の

配置や、基礎・基本の定着だけでなく活用力も把握できる学力定着状況調査を小学5年生及び中学2年生で実施するものです。

また、特に中学校では依然学力の伸び悩みが見られることから、生徒の意欲に働きかけ、学力向上を図る学びに向かう学校づくりの推進や個々に応じた補充指導にも対応できる数学問題データベースの配信等の支援も行うこととしています。

64ページをお開きください。

事業名欄1番上の未来を創る学び推進事業費1,044万7千円でございます。

この事業は平成32年度からの大学入試改革に向けまして、生徒の思考力・判断力・表現力の育成につながるフォーラム等の実施などにより授業改善を推進し、生徒の学力向上を図るものでございます。

次の65ページをごらんください。

事業名欄下から2番目の地域産業を担うものづくり人材育成事業費957万6千円でございます。

この事業はものづくり企業の担い手を育成するため、工業系高校生を対象に、地域企業と連携し、高度な技術力習得のための体験会の開催や資格取得のための技術指導等を実施いたしまして、専門的職業人材の育成を図るものでございます。

次の66ページをお開きください。

事業名欄1番上の地域みらい創造ビジネスチャレンジ事業費513万円でございます。

この事業は、地域経済を担うビジネス人材を育成するため、商業系高校生を対象にビジネスの視点で課題解決できる能力を育成するとともに、地域の課題を踏まえた商業の実践的な学びを通じ、ビジネスに係る総合的な力の習得を図るものでございます。

また、その下の地域で育む福祉教育推進事業費140万6千円でございます。

この事業は地域福祉を担う人材を育成するため、福祉系高校生を対象に、地域で介護福祉人材を育む体制の構築や福祉のマネジメント意識の醸成を目指したキャリアアップを図るものでございます。

72ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の放課後・土曜学習支援事業費7,424万8千円でございます。

この事業は放課後や土曜日等に学校・家庭・地域が協働して行う子供の学習活動や体験活動の充実に向けた取り組みを支援し、学習習慣の定着と心豊かで健やかな子供の育成を目指すものでございます。

28年度からは中学生学び応援教室を新たに実施し、中学生の学習支援を拡充することとしております。

最後に、76ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の県民読書活動推進費のうち、右の事業概要欄1番上の読書だいすき大分っ子育成事業費358万7千円でございます。

この事業は子供の豊かな心の育成と学力向上につながる読書活動を活性化させるため、子供の読書リーダーとして学校等で活動する子ども司書の育成や中学生・高校生を対象としたビブリオバトルを実施するものです。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

土居副委員長 中学校の先生方の教育の形というか、例えば中学校3年の英語を持つと、中学3年の皆さん、横持ちで持っていますよね。この間、福井県に行ったときには縦持ちでやっていました。で、それは負担にならないと言うんですよ。授業の勉強会とかいうのはきちっとできるんですね。その勉強会を派生させて授業の取り組みをつくっていると。

県では、この縦持ちについてどのように考えているのか、お伺いします。

後藤義務教育課長 依然、中学校の学力が伸び悩んでいるという実態を重く見まして、昨年9月に中学校の学力向上に係るプロジェクト会議を立ち上げました。その中で、中学校に係る問題点を、現場の先生方や市町村の先生方とともにあぶり出しました。最終的には、2月末日に中学校学力向上対策3つの提言という県の提言をまとめまして、その中の1つに、学校規模に応じた教科書指導力向上の仕組みの構築というのを掲げまして、その②複数の教科担任がいる学校は、教科担任の縦持ちや日課表・週時程表に位置づけた教科部会の実施により、相談や切磋琢磨できる環境をつくるということを提言して、実際、新年度からこういう体制づくりを学校に求めてまいります。

以上です。

土居副委員長 それはわかりました。

次、事務の補助員が28年度どうなっているかということです。

委員会で調査に行くたびに見て回りました。高校では、事務長がつなぎを着て草刈りするのは当たり前でして、中には忙しいので、司書さんが図書館を空にして事務室でお手伝いをしているところもありましたし、近くに銀行のないところ、近くに銀行があっても小さな銀行しかないところは、1回出たら銀行で随分待って二、三時間はかかるというような問題も挙げられました。27年度から28年度、実際、何人ふえたのかについてお伺いします。

藤本教育人事課長 県立学校の事務補佐員につきましては、平成20年4月からその職を原則廃止ということで取り組んでおります。平成19年当時152名、事務補佐員がおりましたが、今、退職後は不補充ということで現在まで来ております。

平成20年から22年までにかけては、他職への事務切りかえとか、そういったことも実施をしております。他職へは66名が切りかえで現在は業務等しております。

平成27年度は、県立学校の事務補佐員が16名でございました。28年度については、退職等が3名で、13名の体制になろうかと考えております。

土居副委員長 現場は大変窮しています。いきなり私も152名を戻せと言っているのではないんです。やはり現場できちっと学校運営ができるような体制を考えて、補佐員でなければ別の制度で事務を補佐する人をつけてもらいたいと思っているんですが、どうでしょうか。

藤本教育人事課長 事務室での業務をいかに効率化していくかということで、平成28年度から県立学校にも、現在知事部局とか教育委員会の事務で導入しております総務事務システムというものを導入する予定にしております。そういったことで事務の軽減を図る中で、事務補佐員がこれまでやってきた業務についても、これまでも学校の中でいかに業務を学校としていくかということで検討等もしていただいておりますので、28年度からは

そういった総務事務システムを導入する中で、通常の旅費等の計算とかはセンターのほうで実施できるような体制もしておりますので、そういった中で事務の軽減も図っていくということで考えております。

土居副委員長 総務事務システムを導入するということで、確かに事務量の軽減にはなると思いますが、実際、学校では草刈り等の委託事業が一切できなくなって、皆さん総出で、司書さん含めて手伝って、土日もなく学校の管理をしていくというのが現状ですので、何とかここは改善すべきだなと思っています。それが改善することが教員の皆さんの負担軽減にもつながり、きちっと子供たちに向き合った教育ができるものだとは私は思っていますので、何とぞまた引き続き検討のほうよろしく願いいたします。

麻生委員 まず、教育委員会は人を大事にし、人を育てるという知事の方針があるわけです。そういう意味において例えば、私はびっくりしたんですが、先哲資料館、最近非常に頑張って、身近な地域から出た先哲を実に研究を詳しくして、いろんな方々に伝えて、感動を呼んで、子供たちもそれを聞いたら、よし、あの人みたいになりたいとか、勉強しようとか、結構そういう機会を与えているということで、僕は見直したんです。以前はもう誰も人もいなかったようなところに、最近、人が来始めているというので、とても高く評価していますので、引き続き頑張ってほしいと思います。

聞いたら、あそこの研究員さんというのは、若いから全員、県の職員さんだと思っていたら、中には嘱託研究員で、3年たったら終わりとかいう人がいっぱいおるんですね。それを聞いたときに、もうちょっと何かいいぐあいにそういった方々を伸ばして、生かしてあげられるような大分県になってほしいな、そういった部分はぜひ研究してほしいなと思いましたので、それについても何か考え方とかあれば教えてください。

それから、昨年だったでしょうか、おとしだったでしょうか。重光葵の国連再加盟演説を、英語の副読本とか授業で活用して、大分にはこんなすごい人がいたんだと、しかも、片足義足でね、天皇陛下からいただいている義足をつけて、そして、障がい者にとっても勇気を与えると。国際車いすマラソンの大分県にとって物すごい、子供たちにとっても感動と動機づけができる人だなと思っています。

あの採決の際に反対意見も出ましたけど、そういったこともひっくるめて、その反対の理由の部分をどけてうまく活用していただくような道で、具体的に何か今回の予算で反映していることがあれば教えてください。

それから3点目は、ラグビーのワールドカップ、2019年に開催されるわけですが、所管は企画振興部のほうがしていらっしゃるかと伺っています。実は先日、熊本の担当者とお会いして話を伺う機会がありました。そうしましたら、熊本県内の小・中学校全ての学校にラグビーボールを全部、もう配置し終わったということを知っていて、大分はどうなっているかなど。熊本の場合は、2019年10月にラグビーのワールドカップがありますが、12月にハンドボールの国際女子選手権が熊本4会場で24カ国から集まって88ゲームやるわけなんですけど、そういったこともあって、熊本だけでは多分足りんのやないかなど。大分でもサポートしてほしいという話があるんですけど、ラグビーボールだけじゃなくてハンドボールも全小・中学校に全部配り終わったというふうに伺ったんですけど、大分はどうなっていますでしょうか。以上3点。

野尻文化課長 先哲資料館につきまして激励いただきまして、ありがとうございます。

今、委員おっしゃられたように、囑託で非常に頑張っている職員がおりまして、また、その者がいろんな案内等させていただくと、好評を得ているということも私ども伺っております。全体の行政改革の中で、人はなかなか採用できないという状況にございますけれども、今後、財政当局等、この囑託職員のことも含めて、少しでも住民サービスに資することができるように検討してまいりたいと思います。

後藤義務教育課長 重光葵の件でございます。

今年度、ふるさとの魅力発見・継承推進事業という3年間の事業の2年次のおきまして、県民の皆さんと協働した道徳の教材づくりを進めておりまして、その中学校用の教材に重光葵を取り上げて、東西のかけ橋ということで、例の演説をもとにした道徳教材をつくっております。

それにつきましては、今、委員がおっしゃられました先哲資料館のバックアップも得ておりますし、「調印の階段」の作者であります植松先生にも多大なるご協力、ご支援をいただき、今月末に刊行予定でございます。

なお、これにつきましては小・中学校に配付しますが、県の教育委員会のホームページにもアップいたしまして、県民の皆さんにも広くご報告する用意でございます。

以上でございます。

菱田体育保健課長 ラグビーワールドカップにつきましては、委員ご指摘のとおり、企画振興部が中心となってやっております。熊本県の現状ということで、熊本県では小・中学校全てにおいてラグビーボールを配置されたというお話でございますけど、大分県では現在そういうことは考えておりません——考えておりませんといえますか、今時点で配付はしてありません。

また、ハンドボール大会につきましては、2019年12月に開催ということで、今言われますように88の試合数があるということをお聞きしています。大分でもぜひその試合を誘致できるように今後努力していただきたいと、そのように思っておるところであります。

以上でございます。

麻生委員 まず、重光葵について、植松さんの「調印の階段」という本はもう文庫本になっていますので、結構冊数を入れても経費はそんなにかからないと情報提供しておきたいと思えます。

それから、ラグビーボールと、できればハンドボールも全小・中学校に入れていただければという要望をしておきます。

以上です。

衛藤委員長 重光葵の話が出ていましたので、ちょっと一言言わせてもらいたいと思えます。杵築の人なんですよ。自宅がありまして、開放しています。ぜひ皆さん見に来てください。非常に勉強家だった人です。杵築ではそれを見本にして勉強せいというような話も出ています。

72ページの放課後・土曜学習支援事業費の中で土曜教室実施事業費というのがあります。実はちょっと今いろいろ話題になっていまして、土曜日は休みなので、土曜日に子供たちがいろいろばらばらというか、塾に行く子供は結構おりまして、行かない子と行く子との学力の差が格段についてきているので、これはどうしたものかなという話題が私の耳

に入りました。これはちょっとどういうふうにしたら土曜教室というのができるのか、地区の小学校がですね。それをもうちょっと具体的な説明を聞きたいんですけど。

曾根崎社会教育課長 土曜教室は、いわゆる教育ネットワークと呼ばれてまして、地域の退職教員であるとか、中には民生委員の方々、それとか地域の方々が指導者となって、勉強とか体験活動を教えております。

今、土曜教室に関しましては、14市町村で120教室実施をされておるわけなんですけれども、杵築市も行っております。そして、これは参加は自由です。ですから、例えば塾に行く子供たちは家庭の判断で塾に行く場合もあるかとは思いますが、そうでない子供たちはこの教室に参加ができますので、そういう形で実施をしております。

衛藤委員長 うちが護江小学校なんですけど、やっていないですわな、護江小学校は。だから、杵築でやっているのはどこか1カ所ぐらいということですか。

曾根崎社会教育課長 杵築の場合は、山香地区で小学校1校ぐらいはあるんですけども、杵築市内が少しおくれておまして、1つの小学校でオープン形式で、どの地区からも来ていいですよという形式をとらせていただいています。

衛藤委員長 それは、例えば護江小学校でやりたいということであればやることはできると。

曾根崎社会教育課長 それはできます。市町村教育委員会の判断でそういうふうになります。

衛藤委員長 わかりました。ありがとうございました。

二ノ宮委員 いつも同じような質問なんですけど、前期の高校入試が終わりまして、残念ながら大分市の一極集中といいますか、ほとんどの地方の高校が定員割れで、後期に試験をします。

私、由布高校のことをいつも言うんですけど、相当大きな期待したんですけど、残念ながら定員割れで、後期試験を多分していると思います。

一般質問でもやったんですけど、5年先に約500人ぐらいの高校の入学生が減ることが現実としてわかっている中で、地方の高校をどうするかという質問をしました。そういう中で、特色ある高校をつくっていき、魅力ある高校にするんだというふうな回答があったと思うんですけど、この28年度の予算の中でそういうものに対して、どういう予算化をして、どういう事業をやっているか、なかなか見つけられないんですけど、そういうことがもしあれば教えてください。

岩武高校教育課長 64ページの上から2段目にあります地域の高校活性化支援事業というものになります。

これにつきましては、今、委員からございましたように、地域の高校で生徒募集に苦労しているような学校もございます。そしてまた、これからさらに学力向上とか特色化ということで頑張らないといけないという学校もございますので、そのような学校の教育活動に支援を行っていくというものであります。具体的には、学校の特色化のいろんなプロジェクト案を出させて、その案を見て、いい学校に予算をつけていきたいというふうに考えております。

二ノ宮委員 いろいろな人とお話をして、特色ある高校というのは言葉では簡単ですけど、なかなか難しいなということは私もよくわかっています。けど、このままいくと、もう間

違いなく地方の高校がなくなっていくんじゃないかと物すごく心配しています。だから、もうちょっと視点を変えて、例えば農業高校なら農業高校という1校に特化して、そして県下全域から集まるような、由布高校については観光科という提案をしたんですけど、観光科をつくって大分県の観光に関する、そういう希望する生徒が全部集まるような、そういうやり方をやっていかないと、今のような地方の高校、一律的なやり方でやったときに本当に効果があるかなど。5年先、私は任期はあと3年しかないんですけど、そのときに恐らくそれぞれの地方のクラスを減らしていくという、それ以外、手がないような気がします。

そういうことで、ここでなかなか、予算の場ですから……。また質問していきたく思うんですけど、やはり特徴という捉え方を少し変えていかないと、さっき言われたような説明ではなかなか効果は出ないということです。

岩武高校教育課長 済みません、私の言葉がちょっと足りなかったのかもわからないんですが、学校任せの特色づくりということでは、これはなかなか今の状況は突破できないというふうには思っておりますので、やはり私ども県全体を見たときに、ここの学校の特色はどうあるべきなのか、ここの学校にはどういうミッションが必要なのかということを考えて、我々も学校に提案をしていきたい。学校からもいろんな意見を聞きたい。そういうやりとりの中で、学校についてを行っていきたく思います。

ですから、やっぱり専門学科という視点もありましょうし、いろんな視点を入れながら、やっぱり生徒が集まる学校をつくっていきたくというふうに思っております。

二ノ宮委員 そのことも大変大切だというのはよくわかっています。だから、もう少し県教委として視点を変えて、やっぱり地方に本当に高校を残すためにどうしたらいいか、そういうものを出していかないと、学校の中で、今言ったような特色づくりというのは、もう当たり前だと思います。だから、その辺は研究をしてください。

衛藤委員長 要望でいいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員さん。

桑原委員外議員 ありがとうございます。76ページ、先ほどご説明いただいた、読書だいすき大分っ子育成事業について質問させてください。

これは、子ども司書育成とビブリオバトル、それぞれ何校何名参加する予定ということと、この358万7千円、これの内訳を教えてください。

曾根崎社会教育課長 こども司書に関しましては、1市町村当たり小学校5年生を原則として12名を予定しております。それを、1年当たり6市町村で行っていきますので、1年で72名掛け3年間ということで、216名を標準ということで予定しております。

それから、ビブリオバトルに関しましては、昨年度高校で初めて行いまして、そのときが37校の参加でございました。基本的にこれにつきましても、高等学校につきましてもは全高等学校に県大会、予選も含めて出場のチャンスがございます。

それから、中学校に関しましては、各市町村に代表校を選んでもらうという形で考えてございます。具体的な数字については、これは本年度初めて実施しますので、これから市町村等とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、経費の内訳に関してでございますけれども、これに関しましては、子ども司

書の養成講座を10日間行います。これは県立図書館で基本的な研修等を行いますので、子供たちの往復の旅費、それから、ここにちょっと書いてごさいませんが、子ども読書サミットというのも行います。これは子ども司書の実践活動の発表をしたり、あるいは地域の先進的な読書活動の発表をしてもらったり、さらには講演等を行いますので、こういう講師の費用ですね、旅費とか講師謝礼、そういったもので構成したものでございます。

以上です。

桑原委員外議員 プレスリリースの関係資料のほう見ますと、目的が子供読書量の増加と読書の質の向上とか、中学生、高校生の読書活動の活性化になっているんですけども、これはちょっと直接的というより間接的な資料じゃないかなという印象を持っています。

というのが、この事業を見ると書店販売員養成事業みたいな、そんな感じがしております。これは目的に対して、もうちょっと直接的な事業というか、単に読書感想文コンクールをして、入賞者に図書カードを配るとか、そっちのほうで、読書において重要というところはやっぱり、本人が読書から何を得るかというところで、他人に読ませる技術を磨くというのが間接的じゃないかと僕は感じております。これは意見なんですけれども、そういうことも考慮して1年間見ていただいて、評価をしっかりと出していただきたいなど。

それともう1点申し上げますと、コンクールを開いて入賞者に金品的なものを出すというのは、いろんな意見はあると思いますけど、私としては経済格差が教育格差に結びつかない1つの方法だと思うんですね。やっぱり経済的に裕福じゃないところのお子さんのほうが、そういうものに対するインセンティブというのは働きますから、そういうこともこれ以外の事業構築でもちょっと考慮していただければと思っております。

以上です。

衛藤委員長 要望でいいですか。

桑原委員外議員 はい。

衛藤委員長 ほかに。

木田委員外議員 1点お願いいたします。88ページの埋蔵文化財センターの移転事業ですね。これせっかく今回6億円かけて新年度でやるということなんですけれども、大分市との連携で、今、元町の大友庭園、国の補助を受けて戦国大名として最大級の庭園整備ということをお大分市がやります。やっぱり今回はいろんな発掘物がかなりハイレベルなものが出されておりますので、だから、大友自体はやっぱり市レベルじゃないし、当然県レベルというか、九州6カ国までやった人ですから、ぜひ今度移転するところは埋蔵文化財センターでオープンするというのは何となく今回もったいないなという感じがあって、大友展示室というお話がありましたけれども、もうちょっとダイナミックに、九州大友資料館ぐらいのイメージであそこを整備していただけると、宇佐には宇佐の役割があると思うし、今回やっぱり6億円をかけてやられるんだったら、大分のあの元町の庭園と九州大友資料館、これがセットで整備できるというものにつながるんじゃないかなというふうに思います。宇佐の資料館の利用者がたしか今年間3万人ぐらいですかね。大分市の歴史資料館が10万人ぐらいおります。やっぱりあそこを今回整備して、もっともっと人を、大友を見てもらいたいというか、やっぱりそのくらい銘打たないと、検索しても引っかかりがないというか、関心を呼ばないというところがあると思うので、6月から合同新聞で宗麟の海の

連載も始まりますし、来年のオープンに向けてはぜひそういったダイナミックな構想で移転事業に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

野尻文化課長 ありがとうございます。

まず、大分市との連携につきましては、8月に議会のほうで予算の承認をいただいた後、何度か協議をし、今、実務的な話もしております。その中で、大分市は今、庭園のほうを整備するというごさいますので、その設計管理料の一部につきまして補助をするというようなことは進めておりますけれども、大分市との連携の中でぜひ展示室については重要なものを一緒に飾れるように、例えばケースあたりも少しいいものを飾れるようなケースを整備するなどして多くの誘客に努めていきたいと思っております。

今、委員おっしゃいましたように、どうしても宇佐の歴史資料館、それから先ほど出ました先哲資料館とのすみ分けというのをごさいます。一方では、国からは埋蔵文化財センターの移転事業ということでの補助金をいただいているようなこともありますので、なかなか総合博物館を新しくつくるというわけにはいかないんですけれども、ただ、できるだけ大分市と協議しながら、少しでもその目玉といいますか、大友関係を多くの方に見ていただけるように今後工夫してまいりたいというふうに思っております。

木田委員外議員 ぜひ名称はですね、補助金の問題があるかもしれませんが、大きくやっぱり九州大友資料館ぐらい構えていただきたいと思いますということを、ぜひ実施に向けて検討をお願いしたいと思います。

衛藤委員長 要望でいいですか。（「はい」と言う者あり）

麻生委員 ただいまの博物館とかそういった部分で、大分は九州国立博物館の管内ですよ。先日、九州国立博物館の10周年記念祭がありました。式典があったときに、大分県だけ理事がいないんじゃないかと思ったんですが、九州国立博物館の理事は大分県からそういった文化財関係を含めて理事を出しているのかどうか。

というのも、先日も私、行って来たんですが、大分県の展示品って結構今、九州国立博物館に展示されているんですよ、定期的に。国立博物館に展示されるものがあるということは、これは大分の宝なんです。それを大分県は活用できていない。地元では展示する場所がないとか、機会がない。みんな九州国立博物館まで行って見ているしかない。あそこは見せ方が上手だし、以前も申し上げたように、やっぱり学校の授業よりおもしろく、教科書よりわかりやすくというやり方でやっているから、非常にすばらしいんですよ。ああいったところを連携を図って学び合うことが絶対大事と思うんですが、理事すら九州国立博物館に大分県から出せる状況にないんですか、ないんですか。ちょっとその辺伺います。どうなっているのか。

野尻文化課長 済みません。九州国立博物館の理事が今どうなっているかにつきましては、手元にちょっと資料がございませんので、大変申しわけございません。

連携につきましては、やはり九州国立博物館は九州を代表するものでございまして、いろんなノウハウなり、あるいはできたときのいきさつも含めて学ぶべきところはたくさんあるというふうに思っております。

例えば、今、九州国立博物館が中心となっている研修会、危機管理の研修会等に、県立歴史博物館や県立美術館の職員を派遣したりはしております。今後さらに連携が必要になるだろうと思っております。

このたびの埋蔵文化財センターの移転につきましては、私のほうが九州国立博物館ができたときの三輪前館長をお訪ねして、そのコンセプトなり、あるいは教科書よりわかりやすい、学校より楽しいという思いも含めて勉強させていただいたところがございますので、今後、例えば埋蔵文化財センターの職員を九州国立博物館で研修させるとかいうことも含めて、少しでも連携を含めてノウハウを大分のほうに持ってこれるように検討してまいりたいというふうに思っております。

麻生委員 先日、私訪ねたときに、たまたまですが、島根大学が地質学とかいろいろな部分を含めて地方創生絡みのシンポジウムを九州国立博物館で、あの島根から来てやっていたんですよ。そういうことを考えると、やっぱり大分県というのは本当にこういった文化とか、いいものがせつかくたくさんあるのに取り組めていないというふうに思いますので、教育長、しっかりその辺含めて、アンテナ高く張って取り組んでいただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。

衛藤委員長 要望でいいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。3時まで。

1 4 時 5 1 分休憩

1 5 時 0 0 分再開

衛藤委員長 それでは、再開します。

第43号議案大分県長期教育計画の策定について執行部の説明を求めます。

能見教育改革・企画課長 議案書の280ページ、配付資料の6ページをごらんください。

第43号議案大分県長期教育計画の策定についてご説明します。

本計画は、県の長期総合計画と大分県教育大綱をベースとして策定するもので、今後10年を見通した本県教育振興の羅針盤となるものです。生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造という基本理念を踏まえまして、タイトルを「教育県大分」創造プラン2016としております。

昨年10月の本委員会において素案段階のものをご説明させていただきましたが、その後、パブリックコメントや市町村教育委員会との意見交換会で頂戴しましたご意見等を踏まえ、また、大分県子どもの貧困対策推進計画との整合性を図るなどの観点から、詰めの作業を行い、別冊でお配りしておりますとおり、教育委員会として計画案を決定したところでございます。

本議会でご承認いただけましたら、平成28年度以降、本プランに基づき着実に各種施策を展開してまいります。その際には、これまでの教育改革の流れを継承し、さらなる高みを目指して不断の努力を継続することで教育県大分の創造を目指します。また、地域を

担い、地域を支える人材育成の観点や文化・スポーツ面からも地方創生に貢献してまいります。

計画の実行に当たりましては、配付資料 7 ページの目標指標に照らしまして、毎年度点検・評価を実施し、進行管理を行うことで実効性を高めることとしております。また、学校現場・市町村教育委員会との意志疎通、知事部局との連携を密にすることはもとより、広く県民の皆様のご協力をいただき、県民総ぐるみで教育県大分を築いてまいりたいと考えております。

なお、製本に向けては、本プランの趣旨を広報・PR し、広く県民の皆様から本県教育への関心を高めていただけるよう、僕たち私たちが担う 10 年後の大分県というテーマを設定し、芸術・デザイン系の学科を有する県立高校 3 校から本プランの表紙絵等を募集したところです。

応募作品について審査を行い、高校生の感性あふれる 34 作品の中から、表紙絵に掲載する最優秀賞 1 作品、中表紙等に掲載する優秀賞 5 作品を選定しておりますので、最優秀賞の作品をご紹介します。最優秀賞を受賞したのは、鶴崎工業高校 3 年、増田望織さんの作品で、作品タイトルは、「育てよう。私たちの」町です。「地球の中の県を形作るパズルは、私たち県民一人ひとり大分県を創り上げる意味を込めている。矢印は、これからの大分県の成長と発展を願いデザインした」と作品に込めた思いを寄せていただいています。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

土居副委員長 インクルーシブ教育です。私、毎回毎回言うんですけども、これから先 10 年、きちっとインクルーシブ教育をしていただきたいなと思うんですが、やはり私のイメージとすれば、大分県の教育界、やはり国の流れのインクルーシブの考え方、流れを受け、その流れに沿ったような感じなんです。現場でも行ってみると、結構インテグレーションというんですかね、総合教育のような雰囲気、普通小学校に入れるのが 1 番や、みたいところが見受けられるんですけど、やはりインクルージョンというのは完全な社会参加ですので、障がいのある人もない人も社会に参加できるというところを目指して教育してもらいたいなと思うんです。

例えば、私たちの会派では福岡市とか東京都とか埼玉県とかに視察に行くと、復学制度を学んできました。そこでは、障がいのある子供が支援学校に籍を置きながら、地元の普通学校に籍を置いて、その地元の学校の中にはちゃんと机があって、本来、大分県などがやっている交流事業では、支援学校から来ると「いらっしやい」とほかの子供が声をかけるんですけども、そこでは「おかえりなさい」と言って迎えてくれるというようなことをやっていました。こういう形が、僕は本来のインクルージョンという形じゃないのかなと思っているんですけど、これからインクルーシブ教育に向けて、どういうシステムにしようと思っているのか。また、その考え方をお聞かせください。

後藤特別支援教育課長 今お尋ねの件は、副次的な学籍の件だと思います。全国的には、東京都、埼玉県、横浜市、福岡市で実施をされていますが、それ以上の広がりというのがないのが今の現状というところです。

大分県は交流及び共同学習という形で、学校間交流、それから居住地校交流を通して、地域の子供たちと一緒に学ぶ仕組みというのは提供してきております。ちょっと数字が若干古いんですが、平成24年度では小学部で参加率が97%となっていますので、かなり多くの子供たちが地域の小学校へ行って一緒に学ぶという仕組みが提供できております。

この副次的な学籍については、意義はしっかりとこちらでも理解しておりますが、全国的な動向等を見てまた検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

土居副委員長 できましたら、県下の自治体で行われる成人式、みんなが集まって「懐かしいな、元気やったな」って声かけ合うような環境を早くつくってもらいたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

衛藤委員長 ほかに、委員外議員さんはありませんか。

桑原委員外議員 済みません、ありがとうございます。3点ほど質問させてください。

まず、長計のほうのページ2、計画の性格ということで、長期総合計画の教育部門という表現、そしてこの②のほうに長期総合計画の教育関係部門という表現がありますけれども、小学校、中学校、高校、大学のいわゆる学校教育に関する部分は、私立の学校のこととか、塾の完全な私教育の分野に関しては特に言及されているのか、それとも、もうこれはそういう教育部門というよりは、教育委員会部門ということでよいか、その点と、2ページの(2)の1番下の丸ですね、3つ目の丸のところの文言で、相対評価による人事評価を取り入れた教職員評価システムの下とありますけれども、この相対評価により人事評価は具体的に、例えば昇給に結びついているものとか教えてください。あと、これは誰が評価するのか。

それと最後は6ページですね、先ほども私ちょっと言いましたけれども、経済格差は教育格差に結びつかないというのが重要だと思うんです。それがここで言われていることかなと思うんですけれども、この学校をプラットフォームとした対策を初め、教育の支援等の施策を進めることとしていますと。これ具体例を教えてください。

以上3点お聞きします。

能見教育改革・企画課長 私のほうからは1点目と3点目お答えさせていただきます。

まず、位置づけにつきましては、委員おっしゃるように、教育委員会としての計画というふうにご理解をいただきたいと思えます。

なお、教育振興管理計画として位置づけられますということで、2の計画の性格・役割の②に記載しておりますけれども、この趣旨としましては、やはり私学の関係ですとか大学の関係につきましては、基本的にこの教育長計に入ってございません。そこで、県長計の中でも教育と関係する部分とあわせて教育振興基本計画としていただいております。

それから、3点目につきましては、学校をプラットフォームとしたということで、子どもの貧困対策推進計画との整合性というご説明をさせていただきましたけれども、その中ではまず、かなり幅広い捉え方をされております。1つには、学校教育における学力保障、それから今般の議会でも議論ございましたけれども、スクールカウンセラーを初めとした教育と福祉部門との連携強化、そういったところが施策でございます。

藤本教育人事課長 教職員評価システムについてお答えいたします。

この評価システム、管理職、教職員については校長が評価者となります。校長について

は市町村教育委員会、もしくは県の教育委員会、教育長が評価者となっております。

昇給等への反映でございますが、平成28年度以降、先ほど人事評価制度の地方公務員法の改正に伴いまして、大分県でも昇給への反映を28年度は管理職、29年度からは一般の職員へも適用してまいります。教諭については、当分の間はまだ昇給には反映しないという形での運用をしております。

以上でございます。

桑原委員外議員 要望というか、感想を述べさせていただきます。

教育委員会部門ということなら、それならもうそれのように、大分県長期教育計画とか、県民にわかりやすい形でお示しになられたほうがいいんじゃないかと思います。それでもいいと思うんです。これは教育といいながら、教育委員会部門のことですよと。そうすることによって、例えば公教育というのが得意なところは、画一的な、平準化教育とか、そういうところが得意ですけども、反対に、比較優位の高いところに対する集中的な投資というのは、ちょっと苦手なところがありますよ。

例えば、さっき委員長が言われていた、土曜日が授業がないことで塾に行っている子が学力が伸びるって、これはまさに経済格差が教育格差につながっているところでもありますし、やっぱりそうやって、これは教育委員会の計画ですよということによって、初めて見えてくる公教育と私教育の連携とか、そういうものも模索していかなきゃいけないんじゃないかというところが出てくると思うんですけども、やっぱりこれ公教育と言わずに、教育という一くくりに教育委員会の方針を述べているだけですので、そういう点が見えてこない。それは、僕はやっぱり大分県の教育全体から見ると、ちょっと不足しているというか、見えてこない部分があるんじゃないかと懸念しております。意見です。

木田委員外議員 人事評価制度ですけど、これは国家公務員で先に実施された制度で、そのときの事例で聞いたのが、どうしても相対評価になるものですから、S A、A、Bをつくる時には、DとEの方がいらっしゃらないと割り当てられないという仕組みになっているものですから、どうしても職場の人間関係がぎすぎすして大変だという国家公務員の職場の方からお伺いしたことがあります。やはり風通しのいいコミュニケーションが重要だと思います。何かそっちの方向に行くらしいんですね、制度を変えると。給与に反映していくということで。何でここにAとBの人がいないんですかと言われたら、どうしてもDとEをつくらなきゃならないというふうな、妙な空気というか、職場ムードになってしまっただ大変だということを知ったことがございますので、十分に運用には配慮して進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

衛藤委員長 要望でいいですね。（「はい」と言う者あり）

大友委員 済みません、計画を見る中で、私ちょっといつも思うんですけども、グローバル社会を生き抜くために必要な力の育成というのがすごく全面的に出ていて、いつも素晴らしいと思うんです。逆に、今、執行部の説明の中でも、地域の担い手の育成ということはあったのはあったんですけど、計画の中に盛り込まれている部分が少し物足りないというか、薄いなという気がするんですね。

私はやっぱり、今、地方創生と言われている中で、地域をいかに盛り上げていくか、子供が育っていくかというのは非常に重要な部分だと思うんですけども、その辺についてお考えがどうなのか聞かせてください。

曾根崎社会教育課長 このプランの44ページになります。上のほうから②「協育」力を活かした地域活動の展開というのがございます。「教育県大分」創造プラン2016という資料の44ページに、教育ネットワークを基盤とした地域コミュニティという図があると思います。これは先ほど申し上げました公民館等を拠点として、地域の方々が子供たちに学習活動、体験活動を教えるという、土曜とか、あるいは放課後を使って教えるものがございますけれども、これは同時に、この指導者となる大人同士のつながり、きずなをつくるものでもございます。ですから、この教育ネットワークを通じて地域の方々の生きがいつくりとか、あるいは地域社会の再構築という役割もございます。それが1点。

44ページの図の上のところに黒ポツが4つございますけれども、その4つ目の黒ポツに該当します地域振興・産業経済等の地域課題に対応した学習機会の充実というものでございますけれども、ここは社会教育総合センター等での授業で、地域の方々、地域振興のリーダーをつくるような研修を準備してございますので、そういうところで地域の教育力、地域力を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

工藤教育長 今、大友委員十分ご理解していただいた上で、グローバル化という研究をしていただいたと思っています。グローバル社会を生きるいろんな力を身につけるようにということで目指していくという方向は、1つには、やはり地域でもしっかり世界の動き、いろんな動きを捉えながら、地域の人材としても育てていくという意味でのグローバル化も含んでいるということをご理解いただきたいと思います。

今、社会教育課長が具体的なところで申し上げましたけれども、もうそれに限らず、我々としてはこの教育をするという中で、地域の人材を育成するというのは1番大事な柱だということはもうベースとして十分に考えながらやっていくということでもありますので、先ほどの言葉の中でもそういうご理解を示していただいたと思っていますけれども、我々はそこが1番ベースだろうというふうに思っていますので、これからもよろしくお願いたいと思います。

大友委員 今、教育長も言っていたんですけど、グローバル社会を生き抜くための中に、大分県や日本への深い理解とか、そういうものも入っていますので、そういう教育をしていく中で地域に対しての理解を深めていくというのも非常にわかるんですけども、先ほどの高校の特色づくりというところにもあると思うんですけども、やっぱりいかに地域の特色、色を濃くしていったってその地域を残していくかというところが大事になってくると思います。もうわかりきっていることなんですけど、私、教育で大事なものは、やっぱり3本は家庭教育として学校教育、あと地域教育、この3つがベーシックになってくると思います。ぜひとも今後も地域に力を入れて、また教育のほうやってほしいなというふうに要望します。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、第44号議案学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてですが、総務企画委員会、福祉保健生活環境委員会及び商工労働企業委員会に関連するため、合い議していることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

後藤義務教育課長 議案書の281ページ、配付資料の8ページをごらんください。

第44号議案学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明します。

このたび、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として設ける学校教育法等の改正が平成27年6月24日に公布されまして、平成28年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、関係8条例を改正する必要が生じたものでございます。

関係8条例には、学校の種類として義務教育学校の記載がないため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例により、一括して各条例にこれを加えるという改正内容でございます。

施行予定日は、平成28年4月1日でございます。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

土居副委員長 大分県でのその見通しについてお伺いします。

後藤義務教育課長 これは市町村が設置者の学校でございますので、今、市町村の中で検討している市町村が幾つかございます。ただ、28年4月1日に義務教育学校に移行するという事にはならないと。かなり準備も必要でございますし、小学校と中学校の両面をあわせた先生方の確保も必要になりますので、我々としてはそういう条件整備の後押しをしつつ、こういう学校も県の中に生まれるようにご支援申し上げたいというふうに思っております。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

なお、本案については、総務企画委員会、福祉保健生活環境委員会及び商工労働企業委員会に合い議をいたしました結果、各委員会の回答はいずれも原案のとおり可決すべきであります。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第45号議案平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について執行部の説明を求めます。

菟田体育保健課長 議案書の283ページ、配付資料の9ページをごらんください。

第45号議案平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負

担についてご説明します。

これは県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、市へ意見を求め、了承する回答をいただいたので、今回第1回定例会に議案として提案するものでございます。

事業名は県立スポーツ施設建設事業でございます。

負担割合は昨年12月に行われた県と市との間の重要課題に関する協議の場で、本事業について大分県と大分市の負担割合を3対1と確認できていることから、今回の負担金議案の割合については工事費の4分の1と提案するものです。

今回大分市に負担を求める工事費につきましては3つございまして、1つ目は実施設計委託、2つ目は地質調査委託、3つ目は性能評価に係る大臣認定書類作成委託等の経費でございます。合計8,404万5千円の4分の1に相当する2,101万1千円の負担を求めることとしております。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

原田委員 一般質問の嶋議員さんに対する答弁の中で、建設費もこれから何かふえていくような雰囲気を感じたんですけど、建設費全体の経費についても4分の1と考えていいんでしょうか。

菱田体育保健課長 年度ごとにこれは負担割合を決めていきますので、今年度の28年については、先ほど言いました3つの負担のそれぞれ4分の1ということでございます。この後の29年の建設費等については、またそのときに議論をしていくと、そういうことになります。

工藤教育長 これは建設に係る基本的な考え方として3対1という整理をしておりますので、今回は実施設計以降を入れるということになりますので、当然ですが、建設にかかっても同じ率でお願いをしていきます。大分市のほうもその合意はいただいています。

ただ、国費は今お願いをしています。これが入ってくれば、その分を除いたところでの3対1という整理でいきたいというふうに合意ができております。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号報告訴えの提起について執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 議案書の295ページ、配付資料の10ページをごらんください。

訴えの提起についてご説明します。

議案書の3事件の概要2にありますとおり、平成28年1月14日、大分地方裁判所において、大分県が原告に対し国家賠償法に基づき損害賠償を支払えとの判決がありました。

その後、4控訴の趣旨、5訴訟遂行の方針にありますとおり、福岡高等裁判所に控訴す

る方向性を1月26日の教育委員会で確認いたしました。2週間の控訴期限が迫る中、県議会にお諮りするいとまがございましたので、そのため、6専決年月日にありますとおり、1月27日に知事の専決をいただき、控訴期限当日の1月28日に福岡高等裁判所に控訴いたしました。

この専決処分の内容をご報告し、ご承認を求めるものでございます。

詳細については、配付資料の10ページでご説明いたします。

まず、3事件の概要についてです。(2)にありますとおり、平成28年1月14日大分地方裁判所において、大分県は原告に対し、金400万円の損害賠償を支払えとの判決がございました。

この400万円の損害賠償の内訳は、慰謝料として350万円、弁護士費用として50万円であります。

一方、現在、福岡高等裁判所で係争中の別事案の第1審判決における損害賠償額は33万円でございます。また、今回の判決の中で、原告の精神的損害は、誤って不合格とされ、後に合格と訂正された者と比較して、勝るとも劣らないとされており、この追加採用された方々への県からの慰謝料については、40万円を基本として算定したところでございます。

そのため、4訴訟遂行の方針、5控訴を行おうとする理由にありますとおり、判決では、取消処分に至る一連の県の主張が認められているものの、高額な慰謝料等が認定されていることから、上級審の判断を求めたいと考えたところでございます。

なお、一審原告である被控訴人も1月26日付で既に控訴しているところでございます。以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

原田委員 この判決文の中で、点数による順位が合格圏内に達していなかった者の採用を公益上の不利益としています。そもそも採用試験というのは、採用予定者の人数によって可否の基準が変わってきますから、その年の合格圏内に入らなかったことを、それをもってあたかも教壇に立つ資格がないように論じているなら見当違いだなというふうに私自身は感じています。公益上の不利益を生じさせないためにも、教員免許という制度があると考えればわかりやすい。その中で、この前の予算特別委員会の中で、学校現場の非正規率という質問があったときに藤本課長が小・中で10%、高校で15.4%の非正規者がいると。加配の1割があり、やっぱり非正規で対応するしかないという答弁をされました。

さっき言いましたように、臨時講師等の非正規教員を配置しているということについて、教育委員会の教育行政のあり方が、端的に言えば、公益上の不利益を指摘しているとも言えるのではないかなという考え方もできるわけです。この指摘について、県教委としてどのように考えているかというのをぜひお聞かせ願いたいというふうに思っているんですけど、いわゆる判決文の解釈ということですから、多少やっぱり見解があると思うので、できたら文書でいただきたいというふうに思っているんですが、委員長、お諮りください。

衛藤委員長 答弁を文書でですか。

原田委員 はい、いただきたいと。これは教育行政の根本にかかわる部分だと思っておりますので、文書でいただきたいというふうに思っています。

衛藤委員長 教育委員会の意見を聞いてみましょうか。文書ということで。

藤本教育人事課長 これは現在、争いになっているところがございますので、裁判での主張というのは陳述書等々でその都度提出等しておりますので、そのあたりの中から考え方をお知らせするというところでよろしければ。

原田委員 先ほど言いましたように、公益上の不利益ということに対する解釈で結構です。

藤本教育人事課長 それについては今後裁判の中で争われていくということになりますので、今すぐにそのものということには、ちょっと厳しい面がございますので、裁判の状況を見ながらということになろうかと思えます。

衛藤委員長 では、裁判後ではいいということですね。

藤本教育人事課長 そういう形でもよろしければ。

原田委員 ちょっと待ってください。いわゆる裁判所が指摘した公益上の不利益というのが、例えば今、臨時の人を雇用していることにこれが当たるかどうかというところを県教委としてどういうふう考えているかということを知りたいんですよ。

藤本教育人事課長 その件につきましては、過去にやはり裁判になったケースがございます、臨時講師を雇用していることが法に触れるのではないかとございまして、最終的には臨時講師を雇用することは法に反するものでもない、やはり学校教育上も講師が教育に携わることを否定しているものでもないということで、臨時講師として雇用することについては問題がない、校長の学校運営の権限の中でどういった業務をさせるかというようなことは認められているものだという判決はいただいております。

衛藤委員長 議事録でいいんじゃないの。議事録でもそういう答弁の。

原田委員 私が知りたいのは、いわゆる公益上の不利益と指摘されたことについて県教委がどういうふう考えているかということを知りたいだけです。

藤本教育人事課長 公益上の不利益、今回の採用を維持することが公益上の不利益ということで判決があったというふうに認識しておりますので、そこについては県の主張もそういう形ですと主張してまいりました。考え方としては、やはり加点を受けて能力実証のないままに合格とされた者の採用を取り消すということは、妥当なものだということでずっと主張はしてまいりました。

原田委員 それはよくわかるんです。ただ、私が言いたいのは、いわゆる臨時教職員が実際に現場に立っているわけです。この方自身も、いまだに臨時講師として職場に立っているわけです。そのことを総じて公益上の不利益としないという話になるんでしょうか。いわゆる採用自体は、採用しなかったということに対しての考え方はわかるんですけど、現段階としてそういった方が職場にいらっしゃる。実際に子供たちを担任しながらやっているということに対して、公益上の不利益に当たらないという、その見解を文書でいただきたいというふうに思うんですよ。

藤本教育人事課長 臨時講師として雇用するかどうかというのは、今回の判決の公益上の不利益ということにはならないというふうに考えております。それは先ほども申し上げましたとおり、当然必要な免許を保有した上で教育活動に従事するという者を雇用することは法に違反するものじゃないという判決もいただいておりますので、それに基づいて雇用しているということでございます。

原田委員 今のお話を聞くと、この裁判じゃなくて別の裁判の判例の中でそういう根拠が

あるということですね。（「はい」と言う者あり）

原田委員 ぜひそれを文書でいただきたいんですが。

藤本教育人事課長 今回の公益上の不利益というのとは観点がちょっと異なっておりま
すので、あくまでも臨時講師の雇用についてというのは以前の判決がございますとい
うこと
とでございます。

衛藤委員長 以前の判決のをもらえばいいんじゃない。

藤本教育人事課長 それでよろしければ。

原田委員 ただ、ちょっと今、気になったのは、この裁判に関しての公益上の不利益、い
わゆる合格点に達しなかった方の採用を維持することが不利益ということで、別問題とし
てお考えということですね。

藤本教育人事課長 これは裁判所としてそういう判断をしたということでございます。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案については、原案のとおり承認すべきものと決定い
たしました。

次に、請願の審査に入ります。

継続請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について及び請願11
大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについては、関連がありますのであわせて審
査をいたします。

請願10及び請願11について、執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 配付資料の12ページをお開きください。

請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について及び請願11大分
県独自で少人数学級の拡充を求めることについての関係事項についてご説明します。

1国の状況及び2本県の状況の（4）までにつきましては、昨年第4回定例会文教警察
委員会にて説明いたしましたとおりです。（5）、（6）につきましては、2月に開催い
たしました勉強会の資料の抜粋でございます。

（5）は、平成27年度の県内の小中学校において、1校当たりの学級数を示したも
のです。

県全体で、小学校は6学級以下が最も多く167校、割合としては60.3%を占めて
おります。

中学校は7学級以上が最も多く60校、割合としては46.9%となっている一方、3
学級以下も51校と多く、39.8%となっています。

（6）は、1学級当たりの児童数を5人単位ずつに分けて、学級数の合計を一覧表にし
たものです。

小学校では、県全体では児童数が26人から30人の学級が最も多く608学級、割合
としては24.5%となっております。県全体で、35人以下学級が90.4%を占めて
おり、30人以下学級は、全体の76.2%になります。

中学校でも、生徒数が26人から30人の学級が最も多く345学級、割合としては33.9%となっております。35人以下学級が75.9%を占めており、30人以下学級は、全体の57.6%になります。

以上でございます。

後藤義務教育課長 配付資料の13ページをお開きください。

少人数学級の効果についてご説明します。

こちら先日の勉強会でご説明した内容と重複しますが、現在県内全ての小学校1・2年生、中学校1年生で30人学級を措置しており、保護者や教職員からは、きめ細やかな学習指導が可能なことや児童生徒が理解をしやすいなどの意見とともに、本事業の継続を望む声が寄せられております。

小学校では、小1プロブレムの発生率が、平成21年の32.3%から平成27年度は14.2%と減少傾向にあります。

資料の14ページをごらんください。

中学校1年生時の学力定着状況をみる県独自学力調査において、低学力層の割合が平成21年から平成27年にかけて減少傾向にあります。

教職員定数改善につきましては、いじめや学力向上など複雑・多様化する課題に対応するために、政府予算等に対する提言や全国及び九州地方教育長協議会等を通じて毎年度要望しているところです。

今後の取り組み拡大につきましては、国の動向を注視し適切に対応してまいります。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

土居副委員長 現状の取り組みはよくわかりました。その効果も出ているということで認識しております。また、この請願、これは小・中全学年にということですが、当然、予算の裏づけもないので不可能です。教育予算が決められている中で、じゃ、どこを削ってやるのかというような問題も出てくるでしょうから、引き続き調査してはどうでしょうか。

麻生委員 今、説明のありました13ページ、14ページで、要は中1プロブレムの発生だとか、低学力層が発生していて改善の余地がないところというのは、どういった学校規模の、どういった実態のところによく発生しているかというようなものが表現されているとは言えないんですね。前回からその部分は指摘しているんですが、まだ時間かかりますか、それ。

後藤義務教育課長 勉強会の折にそのようなご指摘も受けましたけど、なかなかそのデータをこの時間の中でつぶさに……

麻生委員 まだ出ていないということですね。（「できませんでした。申しわけありません」と言う者あり）わかりました。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

継続審査とのご意見がありましたので、継続審査についてお諮りします。

請願10については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、請願10については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願11については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、請願11については、継続審査とすることに決定いたしました。

野尻文化課長 先ほどの麻生委員のご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

九州国立博物館の理事でございますけれども、平成27年度は13名おります。太宰府市長と、あとは福岡県副知事さん、それ以外は西日本新聞の社長さん、あるいは企業の相談役さん等で全て福岡県の関係者になっておりますが、ただ、九州国立博物館との連携は重要だと思っておりますので、さらに深めてまいりたいと思います。

麻生委員 1番最初の設立時は大分県から1人理事が入っていたというのは確認していますので、それが今いなくなっているのが現実です。

以上です。

衛藤委員長 以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております、陳情2-2軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求めることについてのうち、本委員会関係部分について執行部の意見を求めます。

蓑田体育保健課長 資料の15ページをお開きください。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求めることについて、教育委員会に関係する部分をご説明します。

まず1の教育機関での周知徹底と対策です。各学校においては、学校保健安全法第29条の規定により、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成することが義務づけられています。この資料に記載しているものは、県内のある高校のものです。

万が一、事故が発生した場合には、教員等は生徒の状況を正確に把握し、適切な応急手当を行うとともに、場合によっては医師の診断を仰ぐ等、被害の拡大を防止するための救護措置をとるとともに、負傷生徒の保護者への連絡・報告がされるようになっております。

2の専門医による診断です。

事故・事案で脳しんとうが疑われる場合には、状況により救急隊、学校関係者、保護者が脳神経外科へ搬送し診断を受けるようになっております。

県教育委員会では、昨年5月に県立中津北高等学校柔道部活動中に発生した事故について、第三者による指導検討委員会を設置し、事故の検証及び原因の究明、再発防止策の検討を行っていただきました。委員会は検証結果等を調査報告書にとりまとめるとともに、その内容を公表しました。

引き続き再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。今後、万が一、重大事故が発生した場合には、今回同様、第三者による検討委員会を設置し、事故の検証等を行いた

いと考えています。

以上でございます。

衛藤委員長 この陳情について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご意見等もないので、以上で陳情については終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

藤本教育人事課長 資料の16ページをお開きください。

去る、3月10日教育委員会で決定いたしました、大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂についてご説明いたします。

これまで、平成23年10月に策定した現行の人材育成方針に基づき、各施策に取り組んできたところです。

資料の上段にありますとおり、本県では、昨年、大分県長期総合計画及び大分県教育大綱が策定されました。また、これらを踏まえ、先ほどご審議いただいた大分県長期教育計画（案）を今議会に上程しているところでございます。

このような中、学力・体力の向上や生徒指導、大量退職に伴い増加する若手教職員の育成等の課題を踏まえ、現在、芯の通った学校組織を基盤として教育課題に対応できる人材の育成を進めているところです。

4人材育成方針の改訂にありますとおり、今回、教員養成・採用段階から、採用後の能力開発、研修体系や人事異動等教職員のキャリアステージ全般を通じた人材育成策を総合的、体系的に定めている本方針を改訂し、子供たちに未来を切り拓く力と意欲を身につけさせるための教職員の育成をさらに推進いたします。

改訂に当たりましては、市町村教育委員会及びPTA連合会、学校長等からも意見をお聞きしたところです。

5人材育成に係る主な施策としまして、1人材の確保、2人材の育成、3人材の登用・活用、4人材育成のための支援の4つの柱の構成としておりますが、これにつきましては改訂前から変更ありません。

「新」をつけております、新たな取り組みにつきまして説明いたします。

まず、1人材の確保の（2）教員採用選考試験の見直し・改善では、他県教員経験者に対する一次試験免除の経験年数要件の見直しを行います。

（4）正規教員の確保としまして、指導力に優れた退職者の再任用の促進等により正規教員比率を引き上げることで、学級担任への正規教員の配置を促進してまいります。

次に、2つ目の柱、2人材の育成の（2）職務を通じた能力開発では、OJTの手引を作成・活用し、若手教職員の能力開発を行ってまいります。

また、（3）教職員研修の充実として、4月に大分大学に設置される、教職大学院を活用して学校マネジメント能力に優れた管理職の養成を図ってまいります。

さらに、（5）人事異動を通じた育成では、小学校と中学校間及び中学校と高校の間の人事交流を推進することによる育成を図ってまいります。

次に、3つ目の柱、3人材の登用・活用では、女性活躍推進の観点から、女性の管理職及び分掌主任等への登用を推進してまいります。

最後の柱、4人材育成のための支援では、（1）環境の整備、（2）健康管理、（3）

ワーク・ライフ・バランスの推進に引き続き取り組んでまいります。

これらの施策を通して、下段にありますとおり、求められる教職員像の実現を図ることで、大分県長期教育計画の基本理念であります、生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造の実現に向け取り組んでまいります。

なお、ただいま説明いたしました内容を反映しました、改訂版の人材育成方針を別途配付しております。

以上でございます。

岩武高校教育課長 資料の17ページをごらんください。

県立学校における政治的教養の教育に関する指針についてご報告いたします。

まず、Ⅰ本指針の基本的な考え方です。

今回、教育委員会では、文部科学省が作成・配布した副教材等に基づき、政治的教養の育成と選挙制度の理解を図ることを目指し本指針を策定しました。

次に、Ⅱ高等学校等における政治的教養の教育です。

1の取組方針の(1)政治的教養の教育の充実については、①学習指導要領に基づき、公民科の授業を中心に、総合的な学習や特別活動でも実施します。②政治や選挙についての理解を重視するとともに、論理的思考力、公正に判断する力などを育成します。③具体的な政治的事象も取り扱い、より一層具体的・実践的な指導を充実、④その際、結論に至るまでの議論の過程が重要であり、さまざまな見解を提示することなどを示しています。

(2)学校の政治的中立性の確保については、①教員は公正中立な立場で指導すること、②特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げたり、特定の政党や政治団体等を指示し、または反対することとならないよう留意すること、③特定の政治的立場に立って生徒に接したり、地位を利用した結果とならないよう留意することなどを示しています。

次に、18ページ上段、Ⅲ高等学校等の生徒の政治活動等についてです。

留意点として、(1)学校内での活動については生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは、認めないようにしました。また、(2)学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、家庭の理解のもと、生徒が判断すること。校長は、違法、暴力的なもの、また、その恐れが高いと認められる場合には、制限または禁止することなどを示しています。

その他、Ⅳインターネットを利用した政治的活動等についてなどを示しています。

以上でございます。

蓑田体育保健課長 大分県スポーツ推進計画の改訂についてご報告いたします。

資料の19ページをお開きください。

昨年、9月の委員会で説明しました素案について、10月から11月にかけて県民意見の募集を実施しました。結果は資料20ページにお示ししています。

1名からスポーツボランティア等に関するご意見を賜りました。内容は具体的な取り組みに関する要望で、計画の抜本的な見直しを求めるものではありませんでした。

こうした手続を経て、教育委員会では、別冊資料の大分県スポーツ推進計画改訂版を策定いたしました。

次に、概要について説明いたします。

資料の19ページをごらんください。

1の計画の位置づけについてです。本計画は、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として作成するもので、今回の改訂は現計画の中間見直しに当たるものです。

次に、2の計画の基本理念等についてです。

(1)の基本理念では、県民の誰もがそのライフステージに応じ、スポーツを通じ健康で活力ある生活を営むことができる大分県を目指しています。

(2)の基本方針では、今後5年間を見通したスポーツ推進の基本方針として、①の子どものスポーツ機会充実等の5つを今回新たに設定いたしました。

(3)計画の期間は、県長期総合計画等との整合性や、ラグビー・ワールドカップ等の施策評価の次期計画への反映を考慮し、平成32年までとしています。

3の施策の体系についてです。今回の改訂は中間見直しのため、施策の継続性も考慮し、根幹部分となるテーマについては、従前同様の健康・体力・人づくりから、基盤づくりまでの4つで構成しています。

4の主な改訂点についてです。全体的な変更点として、進捗管理の実効性を確保するため、成人の週1回以上の運動実施率を、平成32年度までに51.2%とするなど、客観的な指標を新たに設定いたしました。

また、テーマごとの主な変更点は、ラグビー・ワールドカップを通じた地域活性化などであります。

平成28年度から計画に基づき、より一層のスポーツ振興に努めてまいります。

以上でございます。

野尻文化課長 資料の21ページをお開きください。

埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等についてご報告します。

まず、1の移転の背景の主なことは、施設の老朽化が著しいことです。

次に、2の進捗状況と今後のスケジュールです。現在、ホール棟のアスベスト処理工事を実施し、5月には建物の改修工事、10月には展示工事に着手する予定です。

次に、3の旧芸術会館の各棟の活用です。展示棟には、本県の歴史を学べる通史展示室や県と大分市が共同で大友氏を紹介する大友氏遺跡展示室等を設ける予定です。ホール棟は主に収蔵庫として、管理棟は事務室や会議室として活用し、レストラン棟は、体験学習館として活用する予定です。

次に、4のホール棟アスベスト処理工事です。ホール天井裏等に確認されておりますアスベストは、専門の処理業者により法的に問題のないように除去し、特別管理産廃処分場に持ち込むこととしております。

次に、5のホール棟の緞帳です。原画は高山辰雄氏の豊後です。今般、工事の都合上緞帳を撤去する必要性が生じたことから、付着アスベスト定量検査を実施しました。その結果、国の基準ではアスベストの含有はなしというレベルであることから、今後、県立施設や各市町村、各文化施設等の引き取り募集を行います。

最後に、6の大分市との連携です。大友氏遺跡の出土品については、県と大分市が連携して、県民・市民目線に立った効果的な共同展示に向けて協議しております。

今後とも、新埋蔵文化財センターがより魅力的な施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

久原委員 県立学校の政治的教養の教育に関する指針の中で、政治的中立性を確保するとともに、公平中立な立場というのはどげん立場なの。

岩武高校教育課長 ある政党の考え方であるとか、1つの主義主張に偏らない考え方だというふうに考えております。基本的には学習指導要領に基づいて、政治的教養の教育というのを行ってまいりますので、1番軸は学習指導要領になろうかというふうに思います。

あとは、教育の中ではこれまでと違っていろんな、要するに現実の政治的な材料も扱っていくことも考えられると思いますので、やはりいろんな、1つの考え方に偏らないいろいろな見方、考え方を示すということが公平的な立場というふうに考えております。

久原委員 「先生、えらい少子・高齢化が進んでいますが、これは原因は何ですか」と言われた時、偏らんとしたこととはどげんことといろいろ言うわけだな。

岩武高校教育課長 そうですね、いろいろな見方を、考え方が複数あれば、やっぱりその考え方を示すことだと思いますし、子供たちにやっぱりいろいろな意見を出させて議論をさせることだというふうに思っています。

土居副委員長 それに関連して、高校生が政治活動をするときに届けなければならないとかいう県もありますよね。例えば、土居昌弘後援会竹田高校支部の支部長を3年生にさせるということ是可以するんですか。

岩武高校教育課長 そうですね、届け出なければいけない県というのは、この前、新聞で愛媛県の例が出ていましたけれども、本県でそういうことというのは全く示しておりませんし、先ほども言いましたように、学校外の活動については、家庭の理解のもと、やっぱり生徒が判断して行うものであると考えています。届け出制ということは今考えている県もあるようなんですが、その場合、届け出をしたものの個人的な政治的信条の是非を問うようなことにもなりかねない懸念がありますので、そこは慎重に判断していかないといけないというふうに思っております。

麻生委員 埋蔵文化財センターのレストラン棟が体験学習館になるということですが、この県の芸術会館の跡は廃止をするという経過の中で、ここに入居されていたところはもう廃止されているんですよね。物すごい県の勝手な、つくって、やっぱりレストランが要ると、ぜひ入ってくれというようなやりとりをした。で、入って行って、県の勝手な判断でやめると、廃止しますと一旦なって、廃止せずに今後埋蔵文化財センターに移るわけじゃないですか。過大な設備投資とか、そういったものが県の都合によって全てペアになっているといった現実をしっかりと受けとめて、それに対する対処をしておく必要があるということだけは申し上げておきたいと思えます。

以上です。

衛藤委員長 意見でいいですか。（「はい」と言う者あり）

原田委員 2点あるんですけど、まず人材育成のほうの異校種間交流なんですけど、この考え方はどうやって進めていくかということなんです。

1つがやっぱり本人の希望もあるんでしょうけど、どういった人を主に交流させて行って、どういう成果を求めていくかということをお聞かせ願いたいと思います。

もう1つが、そのとき気になるのが免許の問題なんですよね。免許がある人ならまだい

いんでしょうけど、ない方を免許取得を原則的にするか、それとも臨時免許的な、今もありますけど、そういったものを積極的に発行していくかということについてどうお考えかということをお答え願いたい。

それからもう1点、さっきの政治の問題ですけど、私立高校については違う部局のほうで同じような方針を出していくのかどうかお伺いしたいと思います。

藤本教育人事課長 異校種間の交流でございますが、小・中学校におきましては、やはり小中の一貫教育というものが全ての市町村で積極的に取り組まれておりますので、小・中学校での教員の交流というのは積極的にするというので、やはりそれも免許の関係等もございますので、そこをまず第1に考えて交流をしていきたいというふうに考えております。中・高とであれば、養護教諭とか、それはもう免許1本でございますので、そういった者で交流ができるところは積極的にやっていきたいというふうにも考えております。

岩武高校教育課長 私立高校ですね、この指針を参考資料として私立のほうにもお渡しをしております。私立のほうでもこの政治的教養の教育については、公立、私立かかわらず、ここは余りスタンスは変わらないと思いますので、私立のほうでも同じような政治的教養の教育の充実というのはなされていくというふうに思っております。

原田委員 政治的なほうのはわかりました。異校種間の交流なんですけど、やっぱり免許というのは大事なんですけど、先日も免許がないのに勤務したというところでもないのであります。そういったものは除きますけど、基本的にはお互い学び合うというところから考えたら、積極的な臨時免許の発行もいいんじゃないかなと個人的に思っています。

以上です。

桑原委員外議員 人材育成方針の9ページ、教員採用試験の見直し・改善とありますけれども、教師、教員の1番の仕事というのは、いかに子供たちの学力を伸ばすかというのが当然なんですけれども、公教育の場合と塾のような完全な私教育の場合を考えてみますと、私教育の場合はそれができないと必然的に解雇される。ただ、公教育の場合は身分が公務員ということですから、一旦正規で採用されると、そういう実力はなくても身分が保証されるということが問題となっているんですけども、この教員採用試験で、教えやすい授業とか、子供の学力を上げるかという、そういうところの評価というのはどうやって担保するのか。ここに多様な選考方法のもとというふうに書かれているんですけども、例えば採用試験に模擬授業をやっていただいて、子供の評価を、これじゃ全然わからんよというので振るいにかけるのか、そういうことはお考えなのか。どうやって、それ以外はどやってその辺を担保していくんでしょうか。教えていただければと思います。

藤本教育人事課長 現在の試験が1次試験から3次試験までの3段階の選考とすることとしております。1次試験は基本的な知識の習得状況を見る。2次試験では専門性を見るということで、2次試験の中には模擬授業と教科の専門性を測る口頭試問というものを実施しております。3次試験では人間性を見るということで、面接等を実施しております。模擬授業の中では、現在は指導主事と、あと学校の評議員の方とか、そういった方に入ってもらって、子供にとってどうか、あと保護者にとってこの先生はどうかといった観点も含めて評価をしてもらうようなシステムにしております。

桑原委員外議員 多様な選考方法をいろいろと研究していただければと思います。

以上です。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

麻生委員 昨年出した宿題についての回答を1点求めたいというのと、1点発言したいと思います。

県議会も学校現場に寄り添いたいということで、また、授業改善の工夫という部分の先生方の悩みに情報共有を持って、同じ気持ちで取り組みたいということで、去年宿題を出しているんですが、まだ全く返ってきていないものですから、あえてこの場で申し上げたいと思うんですが、県議会も出前講座をやらせていただいております。年間十数カ所かな、ことしも実施しております。毎年実施しておるわけですが、マンネリ化していないかということで、パワーポイントの、いわゆる表現資料も、毎年少しずつですけど改善したりして、授業の工夫もして、議員それなりに勉強してっておりますが、それに対する子供たちの感想はいただいております。ただ、公民とか社会科になるんでしょうか、指導教官とか、そういった立場の方々が見て、これはやっぱりこう改善したほうがいいとか、ここは間違っているとかがいったような指導をしていただいて、我々はさらにそれを見直しして、やっぱり政治に関心を持っていただくために改善をしていく必要があるかなという問題認識を持っております。

先ほど土曜授業についても、豊後高田ではスポーツ少年団の活動で土曜授業に出られないとか、そういったお子さんのためにも、夜何回もケーブルテレビで放送しているとか、こういったものも話も聞いて我々は議会の出前講座とか、そういったものがあるときには、それぞれ地域のケーブルテレビの情報を流して、全部じゃないけれども、情報をそれぞれの地域で流してもらうような工夫もしとるわけですが、この県議会の出前講座について、まず改善すべき点とか、指導教官とか、そういった部分で、情報としてアンテナを高く張っていると思いますので、どういう評価なのか、また、改善すべき点、こういった部分はぜひ改善してほしいとかいう要望があれば、まずお伺いしたいと思います。

工藤教育長 議会のほうも大変積極的にいろんな活動していただいている。そして我々も、別の案件でございますけれども、例えば台湾との大きな交流を考えたらいいじゃないかというような積極的なご提案もあって、我々のほうもスタッフを派遣させていただいたり、議会は単に審議をするというだけではなくて、いろんなところに積極的に出向き、さらには具体的な提案も上げていただいているということに対しては大変感謝を申し上げます。

また、我々もそういう形で互いに議論しながら前に進めていきたいというふうに思っております。

議会の出前講座の具体的な提案というのも、ちょっと今、私、持ち合わせておりませんが、今のお話も踏まえながら、さらに積極的な議会との交流も図っていきたいというふうに思っておりますので、引き続きご指導いただければと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

麻生委員 そうということで、我々もやっぱり現場の実態を知る意味で、あるいは先生方の授業の工夫とか、そういったのを知る意味で、我々自身もできることは改善をしていきたいと思っておりますので、ご指導賜りますように、切に切に、頭を低くしてお願いを申し

上げておきたいというのが1点。

それから、当然、県教委というのは、各市町村教委を初め、現場の先生方に対するリーダーシップを発揮していただく必要があるかと思えますし、そのことは、児童や生徒に対しても導くという意味でのリーダーシップの発揮、これが求められるわけではありますが、先日、ちょっといい話を聞いたので、メモをしてきました。リーダーに求められること、それは聞き上手であること、モチベーションを与え励まし仕事を任せ、やる気を引き出し、うまくコミュニケーションを図ることということで、なるほどなど。そして、これこそが学校の先生方はもちろん、県教委や市町村教委、あるいは管理職、そして現場の先生自身にも子供たちに対して求められることじゃないかなと思えますので、ぜひ考えていただければなど。

次に、9項目書いていまして、これがポイントでありまして、形にはまらないと。ややもすると、形にはめてしまおうとしている公教育ばかりやっているんじゃないかと。礼儀正しい、頼りになる、信用できる、粘り強い、やる気を起こさせる、権限を委任する――現場に任せるとか、権限を委任するということ。そして、自信を持つ、チームづくりがうまいと、こういった9項目でありましたので、ぜひ県教委の皆さんにはそういったことも十分認識して、実践をしていただいていると思えますが、自分自身見たときに、なかなかできんなど、難しいなと思ったものですから、ぜひそういった部分、気をつけて取り組んでいただきますようお願い申し上げます、意見とさせていただきます。

以上です。

衛藤委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔工藤教育長挨拶〕

衛藤委員長 それでは、ご勇退される大城次長から一言お願いします。

〔大城教育次長挨拶〕

衛藤委員長 これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

衛藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、ここで委員の皆様一言お礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

衛藤委員長 これをもちまして、委員会を終わります。
お疲れさまでした。